JICA 環境社会配慮助言委員会　第 80 回全体会合
2017 年 6 月 5 日（月）14:30〜17:30
JICA 本部　1 階 113 会議室
議事次第

1. 開会

2. 案件概要説明（ワーキンググループ対象案件）
（1） パラグアイ国ヤシレタダム湖隣接地域総合開発プロジェクト（開発調査型技術協力）MP／スコーピング案（6 月 30 日（金）開催予定）
（2） フィリピン国幹線道路バイパス建設事業（有償資金協力）環境レビュー（日程未定）
（3） インド国チェンナイ周辺環状道路建設事業（協力準備調査（有償））スコーピング案（日程未定）

3. 環境レビュー結果報告
（1） バングラデシュ国シラジガンジ高効率ガス火力発電事業（海外投融資）

4. WG スケジュール確認 （別紙 1 参照）

5. 環境レビュー段階の報告
（1） インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 2）（有償資金協力）

6. モニタリング段階の報告
（1） モニタリング段階にある案件の進捗について
（2） バヌアツ国ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業

7. その他
（1） 国際開発金融機関向け円借款・環境社会配慮確認方法の整理
（2） 「環境社会配慮助言委員会運営にかかる共有事項」の最終確認
（3） モニタリング結果の報告方法の変更について

8. 今後の会合スケジュール確認他
・次回全体会合（第 81 回）：2017 年 7 月 3 日（月）14:30 から（於：JICA 本部）

9. 閉会

以上

パラグアイ共和国
ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査
プロジェクト

環境社会配慮助言委員会
案件概要資料

2017年6月5日
独立行政法人国際協力機構
農村開発部　農業・農村開発
第二グループ第四チーム

目次

１．調査の背景

２．調査の概要

３．環境社会配慮の概要

４．スケジュール

１．調査の背景（１）

＜パラグアイにおける農業セクター及び灌漑サブセクターの概要＞

- ✓ **パラグアイ共和国（以下、パラグアイ）の農牧業は、国内総生産（GDP)の約３割、輸出総額の約４割、就労人口の約３割が従事する基幹産業。**
- ✓ **パラグアイの農村部における貧困率は、都市部の約１７％に比べて約３４％と高く、全農家数の約８６％が所有面積２０ｈａ未満の小農。**
- ✓ **小農の生計向上に向けて、農業生産性の向上及び加工・流通・販売の拡大も含めた農村地域の雇用の創出が重要。**
- ✓ **とりわけ、コメは国内で加工（精米）されてから商品として輸出される数少ない農産物の一つであり、生産性向上に寄与する灌漑開発に対する期待が大。**
- ✓ **他方、水資源法により環境庁が水利権の許可権限を有しているが、執行方法の規定が未整備。**
- ✓ **資金力のある大土地所有農家が独自に灌漑開発を進め、無秩序な水資源利用により、一部地域で水不足が深刻化。**

１．調査の背景（２）

＜ヤシレタダム湖隣接地域の灌漑サブセクターの現状＞

- ✓ **ヤシレタダムは、アルゼンチンとの共同水力発電事業で計画された多目的ダム。**
- ✓ **同ダムでは、２０１１年に貯水が計画水位に達成し、アルゼンチンとの二国間協定の取水権に基づく取水が可能となったところ。**
- ✓ **本地域においては、１９８５年にＪＩＣＡの支援により農業開発計画が作成されているが、既に約３０年が経過。**
- ✓ **現在の社会経済や農業情勢に即した開発計画や、ヤシレタダムからの取水量に応じた灌漑排水施設整備計画といった、農業生産性の向上の計画が不在。**

◯ヤシレタダムの概要
堤高：42m、全堤長：約66km、堰体積：6,872万m^3
総貯水量：約２１０億m^3、湖水面積：約16万ha
許可取水量（パラグアイ側）：108m^3/s

２．調査の概要（１）

＜スキーム＞
開発計画調査型技術協力

＜目的＞
- ✓ **ヤシレタダム湖隣接地域の総合農業開発マスタープラン（M/P）の作成**
- ✓ **同マスタープランに基づくアクションプラン（実施計画）（A/P)の作成**
- ✓ **同地域における灌漑排水施設整備のフィージビリティスタディ（F/S）の実施**
- ✓ **同F/Sにおける環境影響評価（EIA)報告書案の作成**

＜対象地域＞
- **イタプア県、ミシオネス県**
  ※F/S対象地域は、両県のうちヤシレタダム湖から重力灌漑が可能な地域を想定しており、具体的な範囲はM/Pの内容を基に設定する。

＜事業実施体制＞
- **実施機関：農牧省（責任機関）、公共事業通信省、環境庁、イタプア県庁、ミシオネス県庁**

２．調査の概要（２）

調査対象地域位置図

【調査対象地域の地理的特徴】

- **アルゼンチンとの国境線にあたるパラナ川右岸、ヤシレタダム湖の北西側に位置。**
- **標高60～80mの低平地（標高100～180mの丘陵地（北東側）、標高75m程度の自然堤防（パラナ川沿い）に挟まれる）。**
- **年間平均気温は21.5℃、年間平均降雨量は1,500mm程度。**

２．調査の概要（３）

上空からみた調査対象地域
（手前がヤシレタダム湖）

（水田とサイロ）

（河川からの取水）

大農による水稲作の状況

ヤシレタダムからの放水路

調査対象地域内の牧草地

調査対象地域内の湿地

２．調査の概要（マスタープラン）（１）

＜マスタープランの内容＞

- **調査対象地域及び裨益者に係る開発基本コンセプト**
- **土地所有、土地利用に係る基本方針**
- **水資源利用とその管理に係る基本方針**
- **農業開発及びバリューチェーン構築に関する基本方針**
- **農業生産インフラ及び農産加工流通インフラの開発基本方針**
- **環境社会配慮（戦略的環境評価(SEA)の実施）**
- **マスタープラン実施のための組織体制**

※本事業では、マスタープランを実現するためのアクションプラン（実施計画）も作成。

２．調査の概要（フィージビリティ調査）

＜フィージビリティ・スタディーの内容＞

○灌漑開発面積：約５．５万ｈａ

○設計対象施設

既設の取水工・導水路（機能診断と必要に応じた見直し）
基幹灌漑水路・２次灌漑水路
基幹排水路・支線排水路
灌漑水路等の管理用道路

○F/Sの構成

施設の基本設計（上記のもの）
土地利用計画、営農計画等の作成
水管理制度・組織及び維持管理組織の検討
概算事業費の算定、経済・財務評価の実施
環境社会配慮（EIAレポート、RAPを含む）　等

３．環境社会配慮の概要（１）

＜適用ガイドライン＞

✓ **国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）**

＜カテゴリ分類＞

✓ **分類：A**

✓ **分類の根拠：ガイドラインに掲げる農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）セクターに該当し、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性が想定される。**

＜環境許認可＞

✓ **パラグアイ国の環境法令に従い、マスタープラン策定段階で環境庁より「戦略的環境ライセンス」を取得し、フィジビリティー調査の段階で、同庁より事業実施の環境許認可を受ける。**

３．環境社会配慮の概要（２）

＜本事業の環境社会配慮＞

- ✓ **汚染対策：建設工事時に発生する粉塵や排気ガスの影響や、灌漑開発後の化学肥料利用による水質への影響が想定されるため、本調査のSEAの段階でスコーピングを実施し、想定される汚染対策項目を検討する。さらに、EIA調査の中でF/S対象事業による汚染対策項目を確認し、緩和策を作成する。**
- ✓ **自然環境面：調査対象地の一部は湿地帯や氾濫原であり、IUCN上の絶滅危惧第二種（VU種）等が生息する。生息地や保護区域の詳細については本調査にて確認の上、環境影響を調査し、緩和策を作成する。なお、SEA時点で保護区域等の情報を踏まえた代替案の検討を行う。SEAの結果を踏まえて事業を特定し、EIA調査にて事業レベルの代替案検討を行う。**
- ✓ **社会環境面：本事業における非自発的住民移転は想定されない。用地取得は、JICAガイドラインに則り作成される住民移転計画に基づき実施される予定。なお、本事業対象地には大規模土地所有者が確認されているため、本調査にて確認の上、便益が公平に分配されるよう対策を講じる。**

３．環境社会配慮の概要（３）

＜助言対象＞

本案件のワーキンググループでは以下の2点について助言を求めることとする。

【マスタープラン段階】

・戦略的環境評価（SEA)のためのスコーピング案

・SEA報告書案（マスタープラン（M/P）DFR案）

【フィージビリティ・スタディ段階】

・環境影響評価（EIA）のスコーピング案

・フィージビリティ・スタディ（F／S）DFR案、EIA報告書案、簡易住民移転計画（RAP）案

４．スケジュール

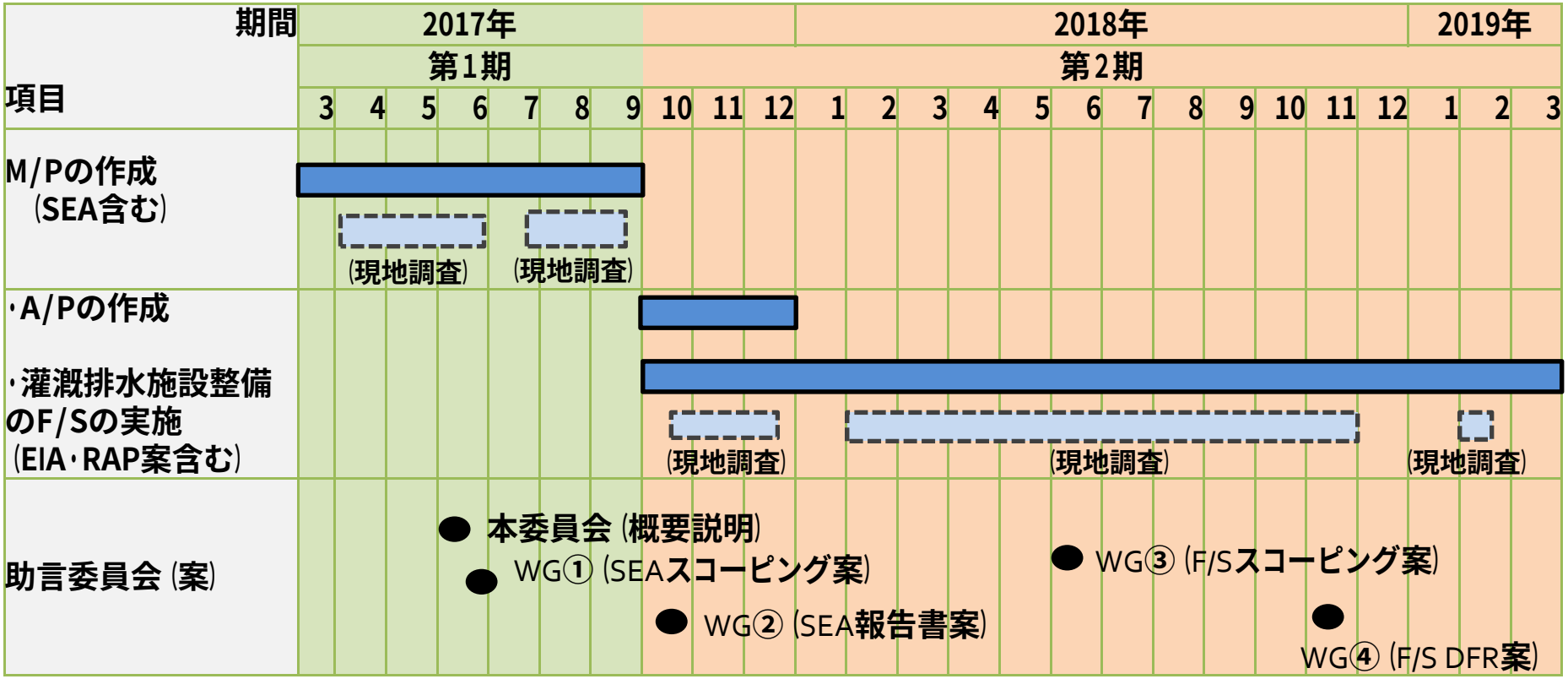
期間
項目
2017年
2018年
2019年
第1期
第2期
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
M/Pの作成
（SEA含む）
（現地調査）
（現地調査）
・A/Pの作成
・灌漑排水施設整備のF/Sの実施
（EIA・RAP案含む）
（現地調査）
（現地調査）
（現地調査）
助言委員会（案）
本委員会（概要説明）
WG①（SEAスコーピング案）
WG②（SEA報告書案）
WG③（F/Sスコーピング案）
WG④（F/S DFR案）

フィリピン共和国
「幹線道路バイパス建設事業」
(有償資金協力)

環境社会配慮助言委員会
案件概要資料

2017年6月5日
東南アジア・大洋州部
東南アジア第五課

Japan International Cooperation Agency

目次

1. 背景
2. 事業の目的と概要
3. 事業対象地域現況
4. 環境社会配慮事項
5. 助言を求める事項
6. スケジュール

1. 背景

(1) メトロマニラ及び北部近郊の経済成長と交通渋滞の深刻化

- フィリピンにおいてメトロマニラは同国経済の根幹をなし、全国比で0.2%の国土に人口13%、GDPの37%が集中する等、経済活動の極端な一極集中が進行。
- 首都圏及び近郊の幹線道路沿いを中心とした人口増加と経済活動が活発化。メトロマニラ北部近郊では、ベッドタウンとしてプラリデルなどの中核都市が拡張。人や物流の増加により、幹線道路である日比友好道路で激しい渋滞が発生。

(2) 都市間幹線道路の規格向上事業

- 日比友好道路沿いで最も渋滞が激しいプラリデル市、カバナツアン市、サンホセ市において、JICAは以下の通りバイパス道路を整備支援
  - 2003年「幹線道路バイパス建設事業（I）」
    プラリデル市のバイパス南側約13kmの2車線及びカバナツアン市のバイパス約12kmの2車線
  - 2012年「幹線道路バイパス建設事業（II）」
    プラリデル市のバイパス北側約11kmの2車線

1. 背景（つづき）

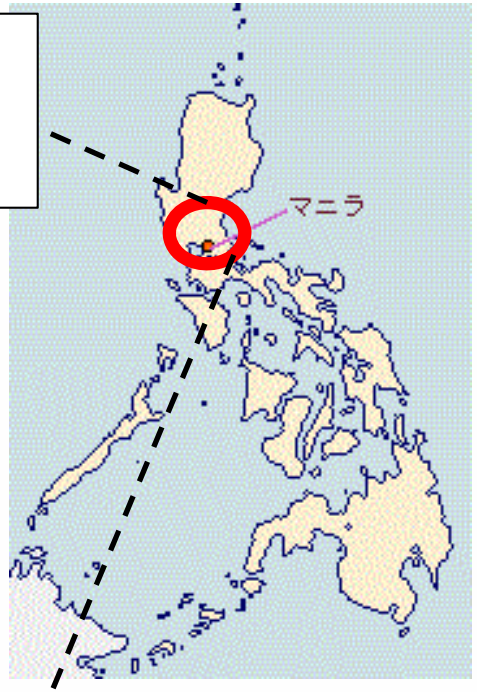

フィリピン全土の地図

2． 事業の目的と概要

(1) 事業目的

メトロマニラとルソン島中部を直接結ぶ唯一の一般幹線道路である日比友好道路のプラリデル市周辺におけるバイパス道路を建設（拡幅）することにより、同市周辺の渋滞緩和及び輸送能力・効率性向上を図り、もってメトロマニラ及びメトロマニラ北部近郊地域の経済社会開発に寄与するもの。

(2) 事業概要

- 土木工事：バイパス道路の建設、一部拡幅（全長24.61km、両側2車線から両側4車線へ）
- コンサルティングサービス

(3) 実施機関

フィリピン国公共事業道路省（DPWH: Department of Public Works and Highways）

3．事業対象地域現況

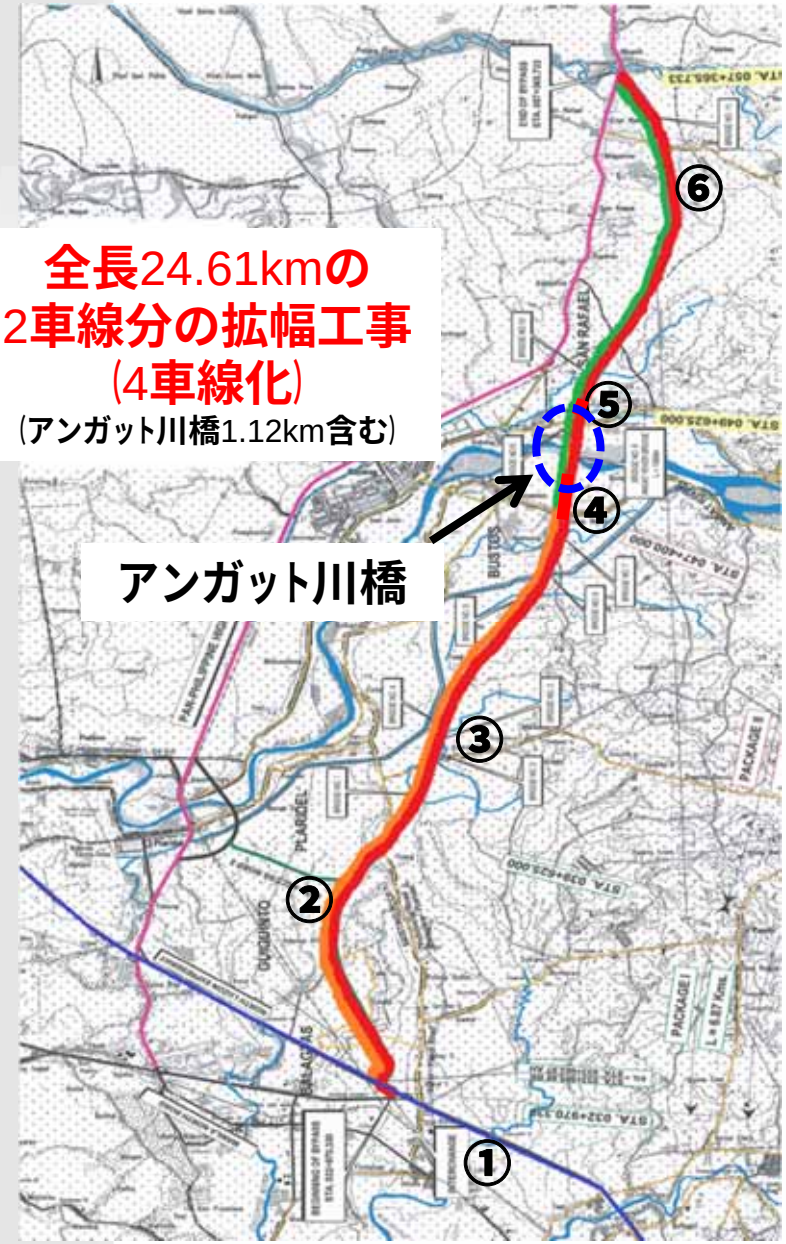

全長24.61kmの
2車線分の拡幅工事
(4車線化)
(アンガット川橋1.12km含む)

①事業対象道路と繋がる高速道路 (6～8車線)

②日比友好道路へのアクセス道路 (2車線)

③道路周辺風景

④アンガット川橋

⑤アンガット川橋 (全景)

⑥建設中の2車線道路

4． 環境社会配慮（1）

（1）適用環境社会配慮ガイドライン

適用GL：

○本借款分：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）

○過去借款分

・2003年「幹線道路バイパス建設事業（Ⅰ）」：
「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月公布）

・2012年「幹線道路バイパス建設事業（Ⅱ）」：
「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）

（2）カテゴリ分類：A

根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年4 月公布）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当するため。

4． 環境社会配慮（2）

（3）環境許認可

本事業に係る環境影響評価（EIA）報告書は、2002年に作成済み、現在更新中。

（4）想定される社会影響

- 事業（I）及び（II）において、本事業で必要となる用地も含めて取得済み。
  （ただし、3家屋（5世帯）については、今後移転予定。）
- 既存商業施設への影響なし。

（5）想定される環境影響

- 工事区間を中心とした事業範囲における切土、盛土等
- 施工中の大気質（粉塵）、水質、土壌への悪影響及び騒音・振動等
- 供与後の車両通過による騒音・振動・大気汚染等
- 事業対象地域は、国立公園等の影響を受けやすい地域、またはその周辺に該当しない。

5． 助言を求める事項

環境レビュー方針

更新版EIA、及び、用地取得・住民移転のDue Diligence Reportを踏まえて、環境レビュー方針を作成する。

6． 今後のスケジュール（予定）

年度	2017		
月	6月	7月	8月
調査	▲ フ側F/S、EIA完了		
助言委員会	▲ 全体会合（案件概要説明）	▲ WG（助言案検討）	▲ 全体会合（助言確定）

インド
チェンナイ周辺環状道路建設事業
（有償資金協力）

環境社会配慮助言委員会全体会合

2017年6月5日
南アジア部南アジア第一課

国際協力機構

1. 事業の背景と必要性

- インドにおいて、道路は鉄道と並び国内の物流の大部分を支える重要な輸送手段として、旅客輸送の85%、貨物輸送の60%を担っており、道路整備が経済成長に向けた重要政策とされている。

- とりわけ、タミル・ナド州チェンナイについては、人口が2001年の約656万人から2011年には約870万人（同国第4位：Census 2011）に増加、市内の交通量も増加の一途を辿っており、慢性的な交通渋滞は更に深刻化している。

- 2014年には、チェンナイ市中心部の交通渋滞緩和を目的として外環道路が部分開業したが、すでに飽和状態にある。今後のさらなる交通需要増に対応し地域経済の発展を促進するため、州政府は外環道路の外側に「チェンナイ周辺環状道路」を計画した。

- 周辺環状道路付近には本邦企業を含む多くの企業が投資を行う工業団地が数多くあり、エンノール港への物流改善に貢献することが予想されている。

2.事業概要

■ 事業概要

インド南部タミル・ナド州チェンナイ都市圏において、周辺環状道路を建設することにより、急増する道路交通需要への対応を図り、もってチェンナイ都市圏の地域経済発展に寄与するもの。

■ 事業実施機関

✓ タミル・ナド州高速道路・港湾局
（Highways & Minor Ports Department, Tamil Nadu）

✓ タミル・ナド州インフラ開発庁
（Tamil Nadu Infrastructure Development Board）

■ 事業内容

✓ 道路建設工事（本線・サービス道路（6車線、約129km）、インターチェンジ（4箇所）、鉄道高架（2箇所）、料金所等）

✓ ITS（電子料金収受システム（ETC）等の周辺環状道路に付属する設備及び、信号機・管制センター・電光掲示板等の市内道路に付属する設備）導入

✓ コンサルティング・サービス（詳細設計・入札補助・施工監理等）

3. 事業対象地（概観）

インド全図
タミル・ナド州
周辺環状道路
Tajikistan
China
Nepal
Pakistan
Jammu
HIMACHAL PRADESH
PUNJAB
Chandigarh
Shimla
Dehradun
UTTARAKHAND
HARYANA
Delhi
UTTAR PRADESH
Jaipur
Lucknow
RAJASTHAN
BIHAR
Patna
SIKKIM
Gangtok
Bhopal
MADHYA PRADESH
Gandhinagar
GUJARAT
JHARKHAND
Ranchi
WEST BENGA
Kolkata
CHHATTISGARH
Raipur
ODISHA
Bhubaneswar
Daman and Diu
Dadra and Nagar Haveli
Mumbai
MAHARASHTRA
TELANGANA
Hyderabad
ARABIAN SEA
Panaji
GOA
ANDHRA PRADESH
KARNATAKA
Bengaluru(Bangalore)
Chennai
Pondicherry
Lakshadweep
Kavaratti
TAMIL NADU
KERALA
Thiruvananthapuram
Srilanka
INDIAN OCEAN
KARNATAKA
KERALA
CHENNAI
Vellore
Kanchipuram
Tiruvallur
Arakkonam
Krishnagiri
Tiruppattur
Arani
Chengalpattu
Tiruvannamalai
Dharmapuri
Vilupuram
Cuddalore
Salem
Attur
Karur
Namakkal
Perambalur
Erode
Udhagamandalam
Coimbatore
Tiruppur
Tiruchchirapalli
Thanjavur
Thiruvarur
Ariyalur
Pollachi
Dindigul
Pudukkottai
Kodaikanal
Madurai
Sivaganga
Theni
Tirumangalam
Virudhunagar
Paramakudi
Ramanathapuram
Rameshwaram
SRI LANKA
Kovilpatti
Tenkasi
Tuticorin
Gulf of Mannar
Tirunelveli
Srivaikuntam
Nanguneri
Nagercoil
Kanyakumari
Map not to Scale
Copyright © 2014 www.mapsofindia.com
(Updated on 3rd November 2014)
INDIAN OCEAN
BAY OF BENGAL
State capital
Major Town

3. 事業対象地（現状含む）

エンノール港へのアクセス道路

チェンナイ市外縁部道路

国際協力機構

3. 事業対象地（現状含む）

市内道路①

市内道路②

5. 環境社会配慮事項

項目	影響の概要
適用ガイドライン	• 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」
カテゴリ分類	• カテゴリA
分類根拠	• 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」に掲げる道路・橋梁セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するため。
環境許認可	• インド国内法に基づき、環境クリアランス（Environmental Clearance）を取得する必要はないが、JICAガイドラインに沿ってEIA報告書案及びRAP案を作成予定。
汚染対策	• 工事中及び供用後の交通量増加に伴い、大気汚染、騒音・振動等が想定される。
自然環境面	• 工事中の土質汚濁が想定される。 • 河川通過箇所における水質への影響が想定される。 • 総計233本の森林伐採が想定される。 • 事業地は国立公園等に含まれない。希少種生息の情報は無いが、調査にて確認予定。
社会環境面	• 周辺環状道路建設予定地に住む約726世帯の住民移転を伴う。

6. 今後のスケジュール

年	2017年									2018年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協力準備調査												
環境社会配慮調査 (EIA調査、RAP調査)												
住民協議				▲				▲				
環境社会配慮助言委員会			▲ 全体		▲ 1st WG				▲ 2nd WG			
報告書									▲ DFR		▲ FR	

助言を求める事項

第一回：環境社会配慮調査のスコーピング案

第二回：協力準備調査報告書ドラフト

民間連携事業部 海外投融資 課　　2017 年 6 月 5 日

環境レビュー 段階での助言に対する
助言対応結果

国名: バングラデシュ国
案件名:シラジガンジ高効率ガス火力発電事業(海外投融資)

番号	助言委員会からの助言	助言対応結果
1	本事業(4 号機)で作成された環境社会管理計画において、1~4 号機事業による累積的な環境社会影響を対象としていることを確認すること。	本事業に係る環境社会管理計画においては、大気質、水質・水象、騒音等の項目について、本事業の影響に加えて累積的影響についても評価を行っていることを確認済み。
2	本事業の温室効果ガス排出量のモニタリングが、予算面を含め、着実に実施されることを確認すること。	温室効果ガス排出量のモニタリングは、発電所施設に設置される常時モニタリングの施設によって測定する体制が整っている。また、IFC の規定に沿って SPC は毎年温室効果ガス排出量を IFC 含むレンダーに報告することが義務付けられている。
3	本事業実施に伴う植樹・移植等の植林計画について確認すること。	発電所に接続されるパイプラインの設置や工事用資材運搬のための桟橋建設等に伴って伐採が想定されているが、本事業の環境社会管理計画では、できるだけ伐採を回避すること、並びに植林を行うことが明記されており、植林は森林局と協議しつつ行うこととなっていることを確認済み。
4	本事業の周辺地域では、既に一部騒音が環境基準を超えている。供用開始後、本事業の騒音が重大な影響をもたらさないよう影響の緩和に努め、モニタリングされることを確認すること。	本事業に係る ESIA 報告書によると、緩和策なしの場合でも概ねの場所で騒音の国内環境基準を満たすものの、既存の騒音の存在等により国道付近や一部の近隣の集落において騒音の環境基準を超過するリスクが想定されている。工事中に低騒音型機械の使用や工事時間帯の制限、供用後の音響バリアの設置等の緩和策を通じてこれらの地域での影響を最小限にする予定であり、これにより IFC の環境・健康・安全(EHS)ガイドラインを満たす見込みである。
5	本事業の周辺地域では地下水が生活に利用されている。地下水は、1〜2 号機では冷却用に、本事業では飲料用にそれぞれ使用される。1〜4 号機事業による累積的な影響を含め、地下水の影響がモニタリングされることを確認すること。	本事業の地下水利用用途は飲料水等に限定されており、近隣住民の地下水利用への直接的な影響は想定されないが、関係当局の許可の下で取水し、取水量をモニタリングする予定であることを確認済み。また、稼働中の 1 号機及び今後新設予定の 2 号機が冷却用に地下水を使用したとしても、2 号機の EIA 調査結果によると、地下水量は十分であり負の影響はないと評価している。3 号機の取水方法は決定していないが、3 号機が冷却用に地下水を利用したとしても、ジャムナ川からの地下水の流入量や本事業の排水の地下浸透量を踏まえると、重大な影響は想定されず、本事業の地下水利用についての累積的影響は重大とは想定されない。環境社会管理計画に基づき発電所敷地内にて定期的に、地下水量のモニタリングが実施される。

		地下水の水質への影響については、既存発電所内にある井戸の水質をサンプル調査しており、飲料水に係る国内基準は鉄分を除いて満たしている。鉄分はバ国内では高い濃度で検出されることが多いことから事業地域が汚染されているとは考えられない。1 号機の排水は工業排水の国内基準を満たしているが、本事業の排水は 1 号機と同水準を満たすことから、表流水及び地下水への負の影響は想定されない。本事業のモニタリング計画においても、排水口の常時モニタリングのみならず、井戸の水質を月一回モニタリングする予定であることを確認済み。
6	ベンガルハゲワシ、ガンジスカワイルカ等の貴重種に対する影響緩和策の実施体制を確認すること。	本事業に係る ESIA 報告書では、既存の調査結果及び現地踏査により貴重種への影響評価がなされている。国際自然保護連合（IUCN）の「絶滅危惧の恐れがある種（Threatened Species）」に指定されている種の存在が既存の文献等で報告されているが、ESIA 調査中の IUCN の専門家のヒアリングにより、営巣地や本来の生息地は事業地域外にある等、本事業による影響の見込みは低いとされている。 また、ガンジスカワイルカのジャムナ川の生息が、現地踏査でも確認されているが、バ国の橋梁建設や護岸工事事業等で実施されている通り、本事業でも、建設資機材の輸送船から油分等の漏出を防ぐとともに、カワイルカとの接触を防ぐため常時監視体制をとることとしており、工事中にカワイルカを発見した場合は回避の対応を行うことで影響を緩和することとなっている。工事中及び供用後において SPC が専門家等と協力して定期的にモニタリングすることとなっている。
7	予見される環境影響に対する緩和策の内容とともに、それらの効果についても確認すること。	本事業に係る ESIA 報告書最終版を入手しており、本事業の工事中及び供用後に想定される影響については、サンプル調査や聴き取り、シミュレーション等を通じて評価されている。また、緩和策により、バ国の国内法や関連する基準を満たす見込みであり、本事業による環境社会影響は最小化される見込みであることを確認済み。
8	ジャムナ川における仮設桟橋の設置と利用により、漁民の漁獲量が減少する場合には、補償や支援について漁民との間で協議がなされることを確認すること。	本事業に係る ESIA 報告書及び環境社会管理計画において、漁獲量が減少する場合は、苦情処理メカニズムなどを通して、SPC や現地行政等が協力して、補償・支援を含む対応を行うことが計画されている。

南アジア部南アジア第一課　　2017 年　6 月 5 日

協力準備調査　報告書ドラフトへの助言対応表

国名：　　インド国
案件名：　　北東州道路網改善事業フェーズ 2
適用ガイドライン：　　「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)

番号	助言委員会からの助言	助言対応結果
1	代替案検討時より移転世帯数が縮小した経緯とその理由について、FR の環境社会配慮調査結果の中で分かりやすく記述すること。	フェーズ 1 の対象区間である国道 54 号線本線に係る調査の初期段階では、約 48 か所の集落をバイパスで迂回するとした場合の、各バイパスの起終点区間及びバイパス区間以外に点在する移転家屋数を概算で 200 世帯と集計しました。今次案件対象区間である国道 54 号線の 4 バイパスでは、移転世帯数が今次案件に係る調査開始時では 60 世帯と見積もられましたが、住民移転を最小化する線形計画の採用により、最終的に 20 世帯まで縮小しました。FR では、8 章 4 節に上記の説明を追記し、代替案の検討プロセスを分かりやすく記述いたします。
2	補償対象住民を悪質なブローカー被害から守るための対策を検討し、その結果を FR に記載すること。	RAP 作成時の住民協議において、各地区の担当者の連絡先を住民に伝え、違法なブローカーからアプローチがあった場合、また用地取得手続きについて疑問点があれば、いつでも問い合わせできるような体制となっています。また、州政府が社会調査を実施する際には、公式な用地取得の手続きについて改めて住民に説明していると聞いております。以上 2 点の対策については、FR8 章に記載いたします。
3	損失補償策については、移転に伴う生産活動の一時中断や補償の支払い遅れ等に伴う借金をカバーする仕組みを盛り込むよう先方政府に働きかけること。	NHIDCL に対して左記の懸念について申し入れを行っておりますが、まず補償の支払いについてはミゾラム州及びメガラヤ州の適用法に基づいて事前に補償が支払われる点を確認済みです。生計手段の喪失による影響については、用地取得手続きの事前の情報提供に加えて、生計回復支援が実施機関や州政府によって早期に提供されるよう、実施スケジュールを確認しつつ、実施機関に申し入れます。
4	農民への職業訓練等、生計手段の大幅な変更を伴うような場合の生活再建策については、その対策の期間をかなり長く設定し、「自立促進」の大義名分のもとに短期間に留めることがないように先方政府に働きかけること。	NHIDCL に対して左記の懸念について申し入れを行っており、NGO の支援等を通じて、州政府等が PAPs のニーズに沿った対応が提供されるという RAP に沿って生計回復支援が実施される予定です。実施スケジュールを確認しつつ、適切な実施を実施機関に申し入れます。
5	苦情処理メカニズムに申し立てられた苦情の概要を、JICA として事業開始後のモニタリングを通じて把握すること。	RAP の実施状況のモニタリングにおいては、申し立てられた苦情やその対応の概要を報告するよう NHIDCL に申し入れており、その旨合意する予定です。

6	工事に伴い発生する雇用機会については、現地のジェンダー構造を踏まえて優先的に女性を雇用する等の配慮を通じ、雇用におけるジェンダー格差の是正を図るよう先方政府に働きかけること。	NHIDCL に対して左記の懸念について申し入れを行っており、本事業において女性を優先的に雇用する場合は、過重な負担が及ばないよう各州の住民の文化や社会的背景を踏まえつつ、雇用におけるジェンダー格差の是正に配慮がなされる予定です。
7	氏族間の境界線をめぐる係争は関係氏族が納得いく解決方法を模索するよう先方政府に働きかけること。	NHIDCL に対し左記について申し入れを行っており、県政府や関係氏族の長、被影響住民間での協議を継続していますが、第五バイパス区間において住民合意が現時点まで得られていないこと及び交通需要予測の結果によれば、直近に当該区間の道路容量がひっ迫するほど喫緊の状況でもないという事実を踏まえ、今次案件ではバイパス一区間を事業に含めない方針です。
8	共有地の利用状況を現地踏査で把握し、影響の回避・最小化・軽減策を FR に記載すること。	共有地の利用状況については FR に「共有地では間伐材や竹、トウ（籐）、地衣類、木の実、果物、キノコ類、葉菜類、薬草類等の採取が行われており、主にその目的を換金とする私有地と異なり、コミュニティ内の生活に用いられている」と追記し、補償方法はコミュニティの意思決定機関を通じて決定されること、金銭的補償に限らず被影響住民のニーズに基づいてコミュニティ開発プログラムも選択肢に含めることを記載します。
9	FR でのプロジェクト評価の記載にあたっては、環境社会影響の評価結果及び経済評価結果も踏まえ、本事業の総合的な妥当性に言及すること。	FR では、上位計画との合致に言及し「交通計画、事業費および経済分析を検討した結果、EIRR 値は、NH40 では 16.6%、NH54 では 11.0%と、それぞれ算出されたことから、本プロジェクトは妥当であると評価される。」としています。また、環境影響評価を踏まえた定性的評価について以下のとおり記述しています。 ア）道路の拡幅改良は、人家密集区間を回避して 0 バイパスを計画して、環境社会への影響最小化している。従って、本道路拡幅事業は、建設行為において環境社会に対する十分な配慮がなされるために、重大な影響は想定されない。 イ）道路の拡幅改良は、道路平面線形が良くなることから道路延長が縮小され、路面の走行性も改良されることから、車両の燃費削減をもたらし、それによって環境への悪影響を減少させると思われる。 ウ）道路の拡幅改良は、道路縦断線形が改良されることから上り勾配や下り勾配が緩和され、道路交通容量も増すことから車両の走行性が向上し、騒音や排気ガスの公害を低減させる結果をもたらす。

以上

2017年6月5日
JICA　南アジア部南アジア第一課

インド共和国「北東州道路網改善事業（フェーズ2）」の環境レビュー方針（環境社会配慮助言委員会資料）

■　確認済み事項

案件概要	適用ガイドライン、 想定されるカテゴリ 及び分類根拠	全般的事項	汚染対策	自然環境	社会環境
【事業目的】 本事業はインド北東州地域における国道40号線の改良及び国道54号線のバイパス新設等を行うことにより、同地域内及び国内外他地域との連結性向上を図り、もって同地域内の経済開発に寄与するものである。 【事業概要】 ア）国道40号線の道路改良（約81km：12m幅（2車線）又は4車線道路への拡幅、線形改良、斜面対策、舗装、橋梁架け替え、交通安全施設等）（国際競争入札） イ）国道54号線のバイパス建設（約20km：12m幅道路の新設、斜面対策、舗装、橋梁、交通安全施設等）（国際競争入札） ウ）コンサルティングサービス（詳細設計、施工監理等）（ショートリスト方式） ※NH40のバイパス一区間（インド側F/Sにて提案された区間）については、以前から存在する住民間の不和のため、調査期間中からバイパス設置の合意が得られてこなかった。NHIDCLとの協議により当該区間のバイパス建設はスコープ外とし、現道修復のみを事業スコープとする方針。 【実施機関】 国道インフラ開発公社（National Highways and Infrastructure Development Corporation Limited：NHIDCL）	【適用ガイドライン】 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布） 【カテゴリ】 カテゴリA 【分類根拠】 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当するため。	**【許認可】** ・環境影響評価（EIA）報告書は、同国国内法上作成が義務付けられていないものの、JICA環境社会配慮ガイドラインに沿って作成され、実施機関により2017年7月までに承認予定。 **【住民協議】** ・本事業のEIA及び用地取得・住民移転に係るに係る住民協議は以下のとおり開催され、環境社会影響及びその対策、用地取得・住民移転の規模と影響、これらに伴う補償支援の方針について説明及び意見交換がなされた。 NH54：　2016年2月及び6月　／　NH40：　2016年6月及び12月 ・開催に際しては関係者に直接、開催通知が送付され、District Council、Village Council、NGO、住民等へ周知が行われた。 ・事業実施および用地取得・住民移転に係るいずれの住民協議においても特段の反対意見は確認されなかった。 **【代替案】** ・事業を実施しない案、既存道路拡幅、既存道路拡幅＋バイパス・橋梁新設等について比較検討が行われ、住宅密集地や保護区・保全林を回避する等が環境社会影響が小さくなるよう配慮されている。また山岳部の道路であるため、安全面からも線形は配慮されている。 ・NH54：フェーズ1に加えてバイパス設置の必要性を確認済み。また、バイパス線形検討時に住宅地をできるだけ回避したことから、当初の代替案検討時とRAP最終版時点で、移転世帯数が縮小した。**【助言1】** ・NH40：現道拡幅＋バイパス設置案を最適案とした **【情報公開】** ・EIA（英語）は実施機関のウェブサイト及びオフィス、州、県、村の役所にて公開予定。JICAウェブサイトでは2017年7月に公開予定。 ・RAP（英語）は実施機関のウェブサイト及びオフィス、州・県・村の役所にて公開予定。JICAウェブサイトでは2017年7月に公開予定。 ・EIA/RAPの現地語（NH54-Mizo語、NH40-Kashi語・Garo語）サマリーは住民協議にて配布済み。 **【モニタリング】** ・工事中は実施機関/コントラクターが大気質、水質、騒音・振動、土壌等について、供用後は実施機関が大気質、騒音・振動等についてモニタリングを実施する。 用地取得・住民移転に関しては実施機関による内部モニタリングおよび第三者機関を雇用しての外部モニタリングが予定されている。 ・インド国内法ではEIAおよびRAPのモニタリング結果は公開は義務付けられていないが、JICAに提出された結果は公開する旨合意予定である。第三者から要求があったら情報を当該者に開示する。 **【事業の妥当性】** ・環境社会影響の評価結果及び経済評価結果も踏まえ、以下の通り、本事業の総合的な妥当性を確認済み。**【助言9】** –交通計画、事業費、経済分析の結果、妥当と評価される。 –人家密集地区を回避するバイパスにより影響が最小化される。 –道路平面線形の改良により、路面走行性や燃費削減につながり、環境影響も軽減される。 –道路縦断線形の改良により勾配が緩和され、車両走行性が向上し、騒音・排気ガスの低減に貢献。	**【大気質】** ・**工事中は**、重機や車両の使用による排ガスの発生や、工事活動による粉塵の発生が想定されており、単発的な影響が懸念されるものの、一時、限定的な影響と想定される。散水や定期的な機材のメンテナンス等の緩和策が実施されることにより影響は緩和される見込み。 ・**供用後は**、本事業の効果により走行車両の増加が見込まれており、走行車両からの排ガスの増加が想定される。他方、調査における排ガス量増加予測によると、国内基準の基準値を超えるような影響は想定されない。定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて州環境局の施策を通じて対応が取られる予定。 **【水質】** ・**工事中は**、重機・車両使用による油分、これらの洗浄に伴う排水が想定される。また労働者キャンプからの廃棄物や排水による影響も想定される。単発的な影響の可能性はあるが、影響は一時的、限定的であり、油分の漏洩防止対策や労働者キャンプからの排水記述される緩和策が実施されることにより特段の影響は想定されない。 ・**供用時は**、土壌の流出や事故による油や有害物質による水質への影響が想定されるが、維持管理時の油漏洩対策や斜面からの土壌流出等の対策及びモニタリングが実施される。 **【廃棄物】** ・**工事中は、**工事に伴う建設廃棄物や残土、労働者キャンプからの一般廃棄物が発生する。建設廃棄物及び一般廃棄物については、それぞれインド国内法に沿って収集・処分がなされる。残土については、両州において土捨場にて処分を行う。処分場はそれぞれ、山岳地域においては場所が限定されていることから、州・県政府及び周辺住民と協議しつつ決定される。 ・**供用時の**メンテナンス時に生じる廃棄物が想定されるが、重大な影響は想定されない。 **【騒音・振動】** ・**工事中は**、重機や車両の使用による騒音や振動の発生が想定され、単発的な影響が懸念されるものの、一時的、限定的な影響と想定される。低騒音型機材の使用や学校・病院から離れた場所での大型機器使用、機材の定期的なメンテナンス等により影響は緩和される見込み。 ・**供用後は**、本事業の効果により走行車両の増加が見込まれており、走行車両からの騒音の増加が想定される。他方、調査における騒音予測によると、国内基準値を超えるような影響は想定されない。騒音の機微な地域においては防音対策が検討される他、定期的なモニタリングの実施に基づき、必要に応じて州環境局の施策を通じて対応が取られる予定。 **【土壌】** ・**工事中は**、燃料や潤滑油の漏れ対策として、車両のメンテナンス、停車位置の管理を適切に行う。車両の給油は農地から離れた場所で行い、オイル漏れは廃棄物処理法に基づき適切に処理する。 ・**供用後は**、特段の負の影響は想定されていない。	**【保護区】** ・事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。 ・NH40地域には、Bird Life IntlよりImportant Bird Areaに指定されたUpper Shillong Foreset Areaがあるが、生態系上の保護区ではなく保安林であること、また、本事業ルートには重要な生息地がないこと、並びに森林局からの許可取得の見込みがあることを確認済み。森林伐採の最小化及び工事労働者の意識啓発により影響を最小化する。 **【生態系・森林】** ・**工事前・中は**、道路設置や拡幅に伴う樹木の伐採を伴うが、森林局からの承認を得つつ、NHIDCLの負担の下で代償植林が実施されることを確認済み。詳細設計段階で樹木の伐採の規模はなるべく最小化する。 ・山岳地帯であることから、地質にあった法面保護を施し、必要に応じて植栽を行う。 **【水象】** ・水象に影響を及ぼし得る橋やカルバートの設置は想定されていない。 **【地形・地質】** ・**工事中は**、土砂崩壊や地滑りを軽減するために法面保護対策がとられる。また、道路・斜面の状況調査で、災害箇所を把握し、対策を講じている。 ・**供用後は**張芝、緑化ゾーンの定期的なメンテナンスを実施する。	**【用地取得・住民移転】** ・NH54：約46haの用地取得、20世帯（133人）の物理的移転を含む257世帯（1485人）の非自発的住民移転を伴う。ミゾラム州の新土地法の手続きおよびJICA環境ガイドラインに沿って作成された住民移転計画に基づいて、用地取得・住民移転手続きが実施される。 ・NH40：約242haの用地取得、304世帯（1556人）の物理的移転を含む415世帯（2125人）の非自発的な住民移転を伴う。メガラヤ州で適用される2013年の新用地取得法及びJICA環境ガイドラインに沿って作成された住民移転計画に基づいて、用地取得・住民移転手続きが実施される。 ・それぞれ土地（宅地・農地等）、構造物（住居・店舗等）に対して再取得価格を満たす補償が支払われる方針。また、作物に対しては州政府の規定に沿った市場価格での補償が支払われる。また、共有地の取得に対しては関係住民のニーズに沿った支援が提供される方針。土地は各農民や共有地からの融通が可能であり、土地確保の困難はない見込み。 ・両州とも、州政府・県政府がSocial Impact Assessmentを行ったうえで補償方針を定め、補償手続き・用地取得が実施される。SIA及び補償方針とのかい離が生じないよう、両州政府と調整しつつRAPは作成されており、RAPは州政府に共有済み。 ・共有地の利用状況については、森林や現地コミュニティに詳しい専門家等からの聴き取り及び現地踏査により確認した。取得に伴う対策についても専門家の「必ずしも金銭補償が効果的とは限らないためコミュニティの希望に応じて支援を行うべき」との助言を基に、住民のニーズに基づいたコミュニティ支援を行う旨申し入れを行い、確認済み**【助言8】** **【生活・生計】** ・本事業の影響により、生計手段を一時的にまたは継続的に失う住民に対する支援策（農園用の設置拡大、各家庭における養豚・養鶏設備の促進、道路沿いの市場の改善新設、マイクロファイナンス、手工業振興、職業訓練等）が両州の用地取得法に基づき講じられる予定。 ・農民への職業訓練等、生計手段の大幅な変更を伴うような場合の生活再建策については、その対策の期間はかなり長く設定し、「自立促進」の大義名分のもとに短期間に留めることがないようにNHIDCL等に申し入れ済。**【助言4】** ・コミュニティフォレストを通過することが想定されるが、森林局関係者の同意を得つつ、地域住民のニーズを踏まえた対応がなされる旨確認済み。 **【先住民族・少数民族】** 事業対象地域には世銀OP4.10の「先住民族」の定義に該当するScheduled Tribe（ST）が存在するため、先住民族計画の要素を住民移転計画に含め、協議においてはFree Prior Informed Consultationに配慮がなされた。但し、STは対象地域の人口の多半数であり、一般住民と同じ生活様式や生活水準を維持していることが社会経済調査にて確認済み。NH40では一部進行の対象であるMonolithの移転については特段の配慮が払われる。 **【苦情処理メカニズム】** 村レベルのVillage Councilにて苦情が適切に処理されない場合、被影響住民の代表者を含む地区レベルのGrievance Redress Committee で苦情の解決を図る。解決しない場合は、司法手続きに沿う。

■　環境レビュー方針

	全般的事項	汚染対策	自然環境	社会環境
	【EIA及びRAP】 ・EIAのNHIDCLによる承認状況を確認し、承認済みEIAをJICAウェブサイトで公開。 ・RAPのNHIDCLによる承認及び両州政府の同意を確認する。審査に先立って最終版RAPをJICAウェブサイトで公開。 **【住民協議】** ・本事業への合意の有無について、SHMの実施状況とその結果を確認。 ・NH40のバイパス設置合意が得られなかった区間については、氏族間の境界線をめぐる係争は関係氏族が納得いく解決方法を模索するよう先方政府に申し入れたが、結果として住民の合意を得られなかったことからスコープ外としたことを確認する。**【助言7】** **【情報公開】** ・承認済みのEIAの公開方法（公開場所、時期、アクセスのしやすさ等）を確認 ・承認見込みのRAPの公開方法（公開場所、時期、アクセスのしやすさ）を確認。 **【モニタリング】** ・モニタリング項目、頻度、方法、実施体制を含めたモニタリング計画を確認、合意する。 ・事業実施中/供用後のJICAへのモニタリング結果報告について、フォーム・頻度等を確認。 **【実施体制】** ・工事中及び供用後における環境社会配慮の実施体制を確認。	**【汚染対策全般】** ・予見される環境影響に対する緩和策の詳細（緩和策実施のための費用、詳細計画等）について確認。 ・環境モニタリング項目、頻度、場所等を確認。	**【生態系】** ・樹木伐採に対する緩和策である補償植林、植生工について、改めて国内法手続きを確認し、NHIDCLによる適切な実施を促す。 ・森林伐採や森林（特に、Upper Shillong Forest Area等）での工事に際しては、工事労働者等の意識啓発を実施したり、伐採の規模を最小化する等して生態系への影響がないよう配慮することを促す。	**【用地取得・住民移転】** ・補償方針（再取得価格による補償、生計回復支援策など）について改めて確認し、PAPs及びNHIDCL双方の合意状況を確認する。 ・RAPの内容に対する州政府の同意状況を確認する。 ・補償対象住民を悪質なブローカー被害から守るための対策の状況について、NHIDCLに確認し、必要な対策を申し入れる。**【助言2】** ・補償支払の遅れや生計手段の喪失に対する支援の遅れが生じないよう、全体の実施スケジュール及び必要な対策を確認する。必要に応じて、これらの遅れ等に伴う借金をカバーする仕組みを盛り込むよう先方政府に働きかける。**【助言3】** ・事業全体のスケジュールとの整合性を確認した上で、用地取得及び住民移転の実施体制、スケジュールについて確認。 **【生活・生計】** ・生計回復支援プログラムについては、州政府の計画についてモニタリングし、RAPに沿って実施されるようNHIDCLに申し入れる。 ・生計回復の期間は長く設定し、PAPsに不利益がないよう働きかけるとともに、適切にモニタリングを行う旨合意する。**【助言4】** **【ジェンダー配慮】** ・工事に伴い発生する雇用機会については、現地のジェンダー構造を踏まえて優先的に女性を雇用する等の配慮を通じ、雇用におけるジェンダー格差の是正を図るようNHIDCL等に働きかける。**【助言6】** **【苦情処理】** ・苦情処理メカニズムに申し立てられた苦情の概要については、RAPモニタリングで記述できるようフォームを作成し、合意するよう働きかける。**【助言5】**

モニタリング段階にある案件の進捗について

2017年6月5日

JICA審査部 環境社会配慮監理課

国際協力機構

実施中のカテゴリA案件リスト①

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書締結日	進捗 ※1	モニタリング結果の対象期間
1	ベトナム	南北高速道路建設事業（ベンルック－ロンタイン間）（Ⅰ）	円借款	2011/11/2	事業実施中	2016年第3四半期
2	エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業	円借款	2012/3/19	調達手続中（施工）	－
3	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3（Ⅰ）	円借款	2012/3/29	事業実施中	2016年第3四半期
4	フィリピン	パッシグ－マリキナ川河川改修事業（Ⅲ）	円借款	2012/3/30	事業実施中	NA
5	フィリピン	中部ルソン接続高速道路建設事業	円借款	2012/3/30	事業実施中	－

実施中のカテゴリA案件リスト②

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書締結日	進捗 ※1	モニタリング結果の対象期間
6	バヌアツ	ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業	円借款	2012/6/13	事業実施中	2017年第1四半期
7	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業（Ⅰ）	円借款	2013/2/20	事業実施中	NA
8	バングラデシュ	カチプール、メグナ、グムティ第2橋建設及び既存橋改修事業	円借款	2013/3/10	事業実施中	NA
9	フィリピン	新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業	円借款	2013/3/27	事業実施中	2016年第4四半期
10	カンボジア	国道5号線改修事業（バッタンバン－シソポン間）	円借款	2013/5/16	事業実施中	－

実施中のカテゴリA案件リスト③

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書締結日	進捗 ※1	モニタリング結果の対象期間
11	ウズベキスタン	ナボイ火力発電所近代化事業	円借款	2013/8/22	調達手続中（施工）	NA
12	インド	ムンバイメトロ3号線建設事業	円借款	2013/9/17	事業実施中	－
13	モザンビーク	マンディンバーリシンガ間道路改善事業	円借款	2013/11/29	調達手続中（施工）	－
14	ベトナム	ハノイ市環状3号線整備事業（マイジック－タンロン南間）	円借款	2013/12/24	調達手続中（施工）	－
15	スリランカ	ケラニ河新橋建設事業	円借款	2014/3/28	調達手続中（施工）	NA

実施中のカテゴリA案件リスト④

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書締結日	進捗 ※1	モニタリング結果の対象期間
16	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3（Ⅱ）	円借款	2014/3/31	事業実施中	No. 3参照
17	ミャンマー	ティラワ経済特別区（Class A区域）開発事業	海外投融資	2014/4/23	事業実施中	2016年第4四半期
18	バングラデシュ	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（Ⅰ）	円借款	2014/6/16	事業実施中	NA
19	カンボジア	国道5号線改修事業（プレッククダムースレアマアム間（I）	円借款	2014/7/10	調達手続中（施工）	－
20	チュニジア	ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業	円借款	2014/7/17	調達手続中（施工）	－

実施中のカテゴリA案件リスト⑤

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書締結日	進捗 ※1	モニタリング結果の対象期間
21	コスタリカ	グアナカステ地熱開発セクターローン(ラス・パイラスII)	円借款	2014/8/18	事業実施中	-
22	エルサルバドル	サンミゲル市バイパス建設事業	円借款	2014/8/20	調達手続中(コンサルタント)	-
23	ウズベキスタン	トゥラクルガン火力発電所建設事業	円借款	2014/11/10	調達手続中(施工)	2016年第3四半期
24	フィリピン	洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川)	円借款	2015/3/26	詳細設計中	-
25	カメルーン	バチェンガーレナ間道路整備事業	円借款	2015/3/28	調達手続中(施工)	-

実施中のカテゴリA案件リスト⑥

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書締結日	進捗 ※1	モニタリング結果の対象期間
26	カンボジア	国道5号線改修事業中央区間（スレアマアムーバッタンバン間及びシソポンーポイペト間）（第一期）	円借款	2015/3/30	詳細設計実施中	-
27	インド	レンガリ灌漑事業（フェーズ2）	円借款	2015/3/30	事業実施中	2016年第4四半期
28	ベトナム	南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）（II）	円借款	2015/3/31	事業実施中	No. 1参照
29	ウクライナ	ボルトニッチ下水処理場改修事業	円借款	2015/6/15	詳細設計実施中	-
30	バヌアツ	ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業（II）	円借款	2015/7/29	事業実施中	No. 6参照

実施中のカテゴリA案件リスト⑦

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書締結日	進捗 ※1	モニタリング結果の対象期間
31	フィリピン	南北通勤線鉄道事業（マロロス–ツツバン）	円借款	2015/11/27	詳細設計実施中	–
32	インドネシア	ジャワ・スマトラ連系送電線事業（II）	円借款	2015/12/18	調達手続中（施工）	–
33	タンザニア	ケニア・タンザニア連系送電線事業	円借款	2016/1/15	調達手続中（施工）	NA
34	ケニア	オルカリアV地熱発電事業	円借款	2016/3/9	調達手続中（施工）	NA
35	カンボジア	国道5号線改修事業（プレッククダム–スレアマアム間）（第二期）	円借款	2016/3/31	調達手続中（施工）	No. 19参照

実施中のカテゴリA案件リスト⑧

No.	国名	案件名	スキーム	合意文書締結日	進捗 ※1	モニタリング結果の対象期間
36	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業（Ⅱ）	円借款	2016/6/29	事業実施中	NA No. 7参照
37	バングラデシュ	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（Ⅱ）	円借款	2016/6/29	事業実施中	NA No. 18参照

実施中のカテゴリA案件リスト　注釈

※全体会合での前回の説明（2016年12月9日）以降、
本リストに追加された案件はなし。

※1：進捗は以下の4段階で表示：①調達手続中（コンサルタント）→②詳細設計実施中→③調達手続中（施工）→④事業実施中。下線を引いている案件は、前回の報告から段階の進捗があったもの。

注：表中の色分けについて

：EIAとRAPモニタリング結果のJICA公開について相手国政府等の合意が得られず

：RAPモニタリング結果のJICA公開について相手国政府等の合意が得られず

JICAウェブサイト情報公開ページアドレス：
http://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/index.html

第80回JICA環境社会配慮助言委員会全体会合

バヌアツ共和国
ポートビラ港国際多目的埠頭整備事業

【有償資金協力】

2017年6月5日　東南アジア・大洋州部

対象地域位置図

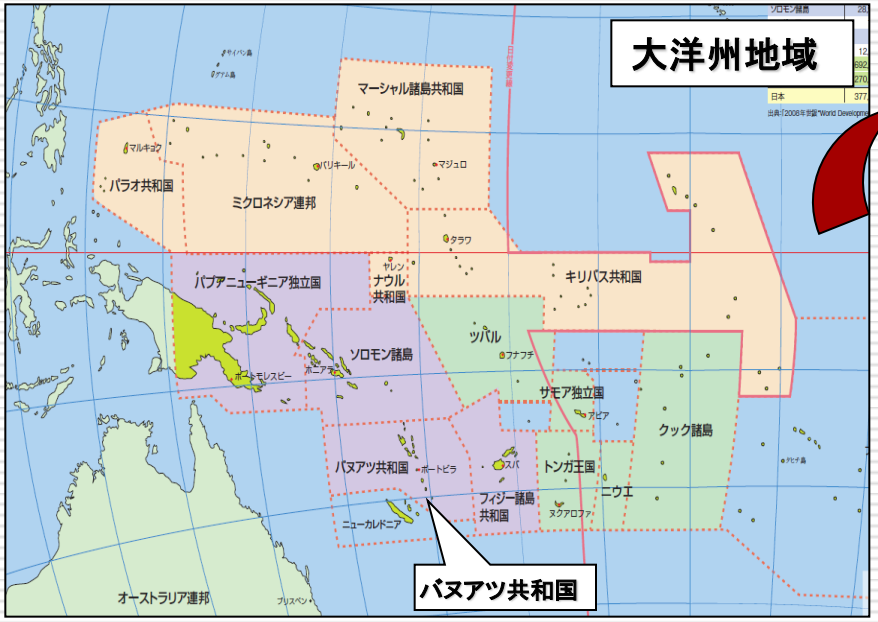

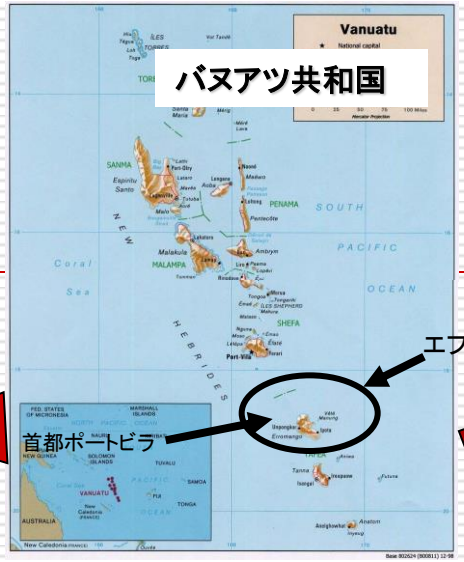

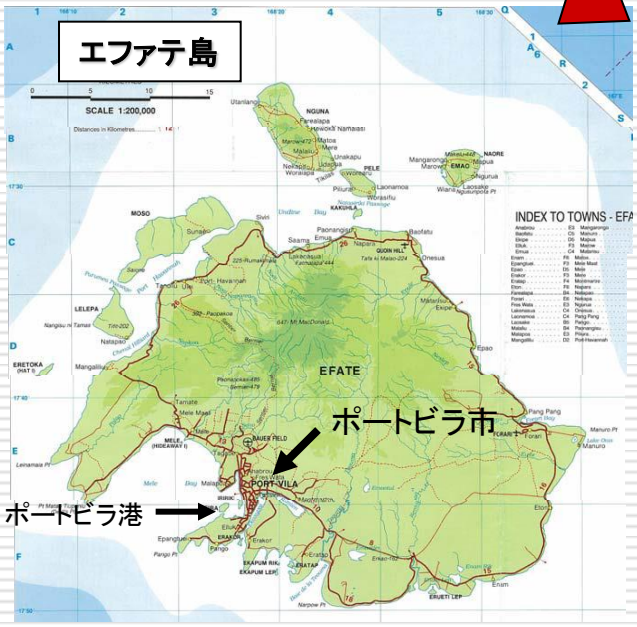

【バヌアツ共和国　基本情報】
①面積：　約1万2,190k㎡
②人口：　約26万人（2014年、世界銀行）
③民族：　メラネシア系（93%）、その他
④ GNI：　8.15億米ドル（一人当たり3,160米ドル）（2014年、世界銀行））
⑤主要産業：農業（コプラ、ココア）、観光

背景

1. 近年の急激な経済成長

バヌアツは、構造調整の結果、建設関連産業と観光業の拡大等に支えられ、2003～2008年まで年平均6%以上の高度経済成長を達成。2002年に2.6億米ドルであったGDPが、2014年には8.2億米ドルへと成長している。

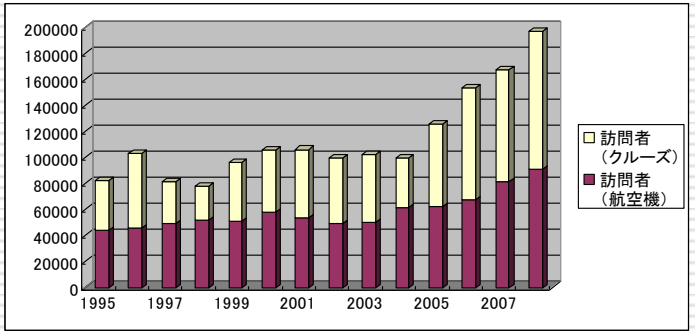

単位：TEU

2. 経済インフラ整備の遅れ

- 道路、港湾などの経済基盤のキャパシティが急激な経済成長に追いついておらず、更なる観光客の誘致など経済開発の大きな障害となっている。
- バヌアツ政府は、「優先行動議題2006-2015」や「中期計画（2007-2011）」においてポートビラ港の施設の改善やコンテナヤードの整備を優先課題として掲げている。

3. ポートビラ港の現状

- 2007年～2010年　無償資金協力「ポートビラ港埠頭改善計画」
  メイン埠頭をバラ積み貨物用からコンテナ貨物用に改修、荷役の効率化
- 経済成長を背景に同港メイン埠頭への入港船舶、特に大型観光船が急増（～2005年30～40隻　⇒　2013年125隻）
- 輸入を中心に国際貨物が急増　（2006年5,382TEU⇒2013年11,629TEU）

国際コンテナ貨物専用埠頭の整備が急務

これまで国内用貨物の一部を扱っていたスター埠頭（メイン埠頭に隣接）を国際貨物専用として開発する計画が作成された。
※なお、国内用埠頭は別途新設（ADB及びNZAIDが事業化に係る融資を実施、建設中）

概要

【事業の概要】

◆ 国・対象地域 ： バヌアツ共和国ポートビラ市（エファテ島にある同国首都）

◆ 事業の内容 ：

首都ポートビラ港の国際コンテナ用の機能を拡張するため、国内貨物用埠頭を国際貨物用に転用するためのコンテナターミナル開発。

① 施設：埠頭（浚渫・埋立含む）、コンテナヤード舗装、荷捌き施設、事務管理棟、セキュリティフェンス・カメラ（SOLAS条約対応工事）等
② 機材：リーチスタッカー、空コンテナリーチスタッカー等
③ コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施工監理等

※下線部は第1期（2012年5月承諾）以降追加もしくは仕様が大きく変更され、2015年7月に締結した第2期事業にて対象としたもの

◆ 事業総額 ： 約105億円（土木工事及び機材約79億円、その他約26億円）

事業サイトの状況（1）

ポートビラ市近郊

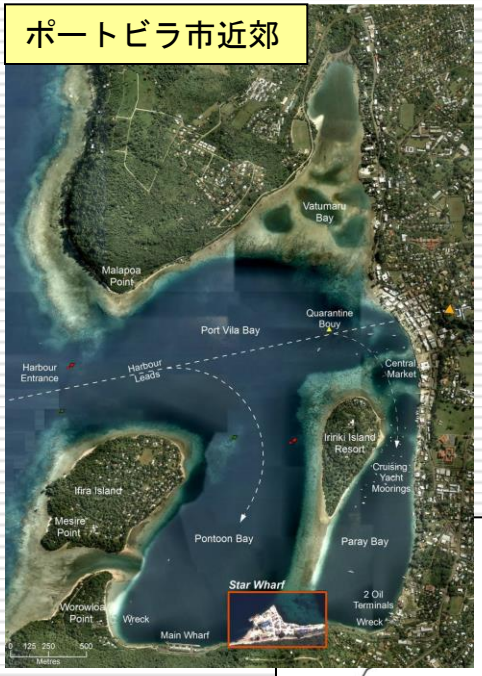

現在のスター埠頭

事業計画案（当初）

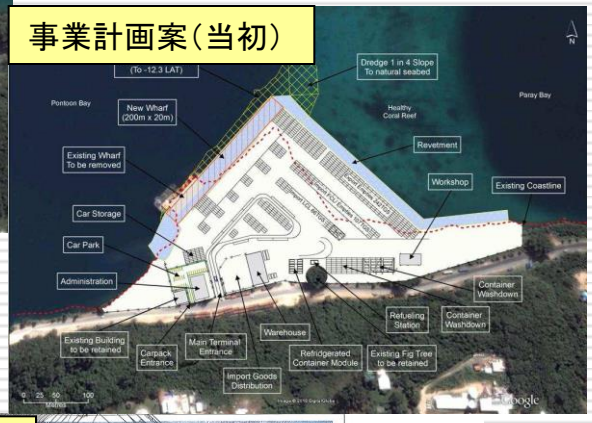

事業計画案（現在）

無償資金協力サイト

有償資金協力サイト

国内用埠頭サイト

事業サイトの状況（2）

影響を受けるサンゴ礁

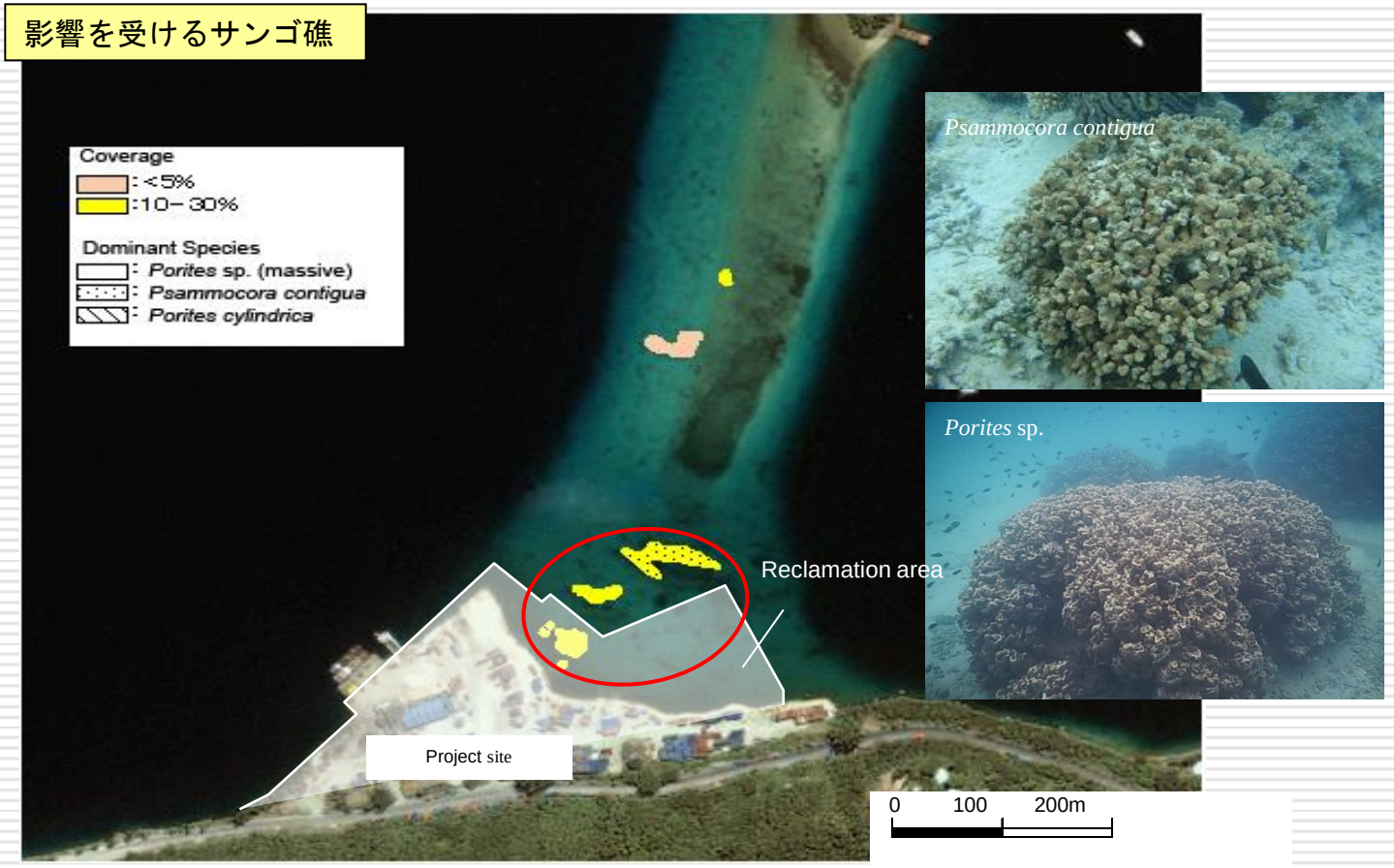

サイトの状況(3)

移植先

移植作業①

移植作業②

モニタリング結果（1）

2. Ecosystems

1) Animals occurrence around the Project site (at any time)

Item	Remarks (Found date & locations, numbers)
Dugongs	No animals sighted since the start of the project
Sea Turtles	No animals sighted since the start of the project
Others	Substantial aggregation of coral reef-associated fish and macro-inverts at the relocation site.

※Please write the latest information and the date you observed the above animals.

モニタリング結果(2)

3. Corals and Water Quality

Monitoring site		Status of corals (live coral %/coral cover % based on Coral Lukluk Method)[1]		Water temp (°C)	Salinity (‰)	pH			Turbidity (NTU)			Remarks
		Result	Baseline	RANGE	RANGE	RANGE	Baseline	Standard[4]	Measured value (MAX)	Baseline	Standard[5]	
Coral relocation site	Bommie 1	33%	100%[3]	28.4[2]	33.2[2]	8.16[2]	N/A		0.0	N/A	<9.5	No baseline data available[6]
	Bommie 2	38%	100%[3]									
	Bommie 3	45%	100%[3]									
	Bommie 4	60%	100%[3]									
Permanent monitoring site of coral	S4T2 (Fatumar-u Bay)[7]	19%	<31%	28.2	33.4	8.16	N/A		0.0	N/A	<9.5	No baseline data available[6]
	S2T1 (Ifira)[7]	22%	<5%	27.9	33.2	8.13	N/A		0.0	N/A	<9.5	No baseline data available[6]
	S3T3 (Iririki)[7]	8%	<5%	28.4	33.2	8.16	N/A		0.0	N/A	<9.5	No baseline data available[6]
	M-1			27.6	30.9	8.16	8.15		0.0	0.0	<9.5	Works as noted[8]
	M-2			27.7	33.2	8.13	8.16		0.0	0.0	<9.5	Works as noted[8]
	M-3			27.9	33.2	8.14	8.14	7.8-8.3	0.0	0.0	<9.5	Works as noted[8]

- 2017年3月時点の移植したサンゴの生存率は平均すると44%。生存率(白化したサンゴ含)は悪化。
- コントロールサイトのサンゴの被度は場所により増減の差がある。
- サンゴ生存率減少の原因⇒水温？

参考（1） パーマネント・モニタリングサイトの位置

参考（2） ポートビラ湾水温（データソース：バヌアツ気象局）

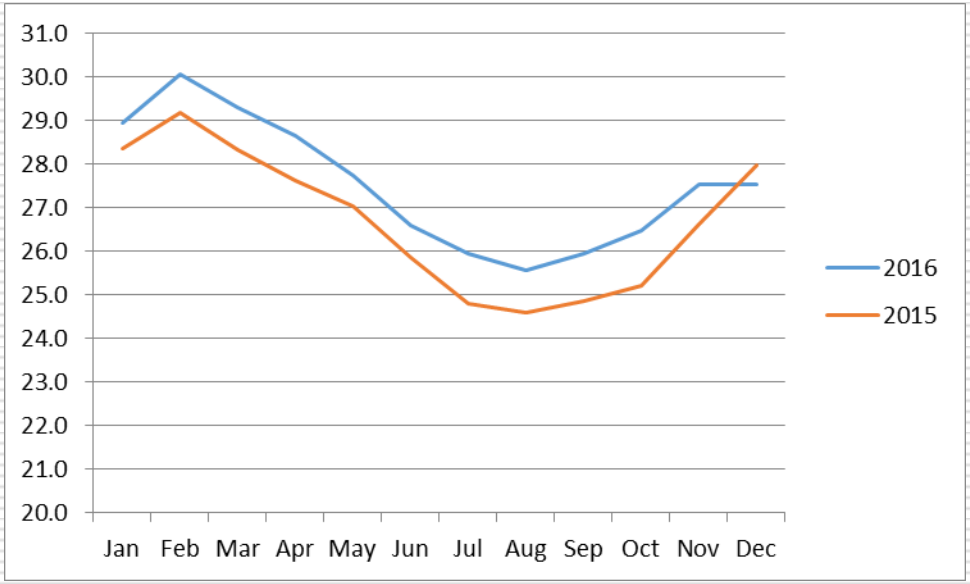

2016年は2015年と比べ全体的に1℃ほど上昇。

⇒サンゴ生存率の悪化の原因は水温上昇による白化の可能性あり。

⇒他方、地元ダイビングショップからの聞き取りではポートビラ湾内のサンゴの白化は10%程度のため、水温に加え他のストレスが加わっている可能性あり。

移植後のサンゴの状況（死んだサンゴ）

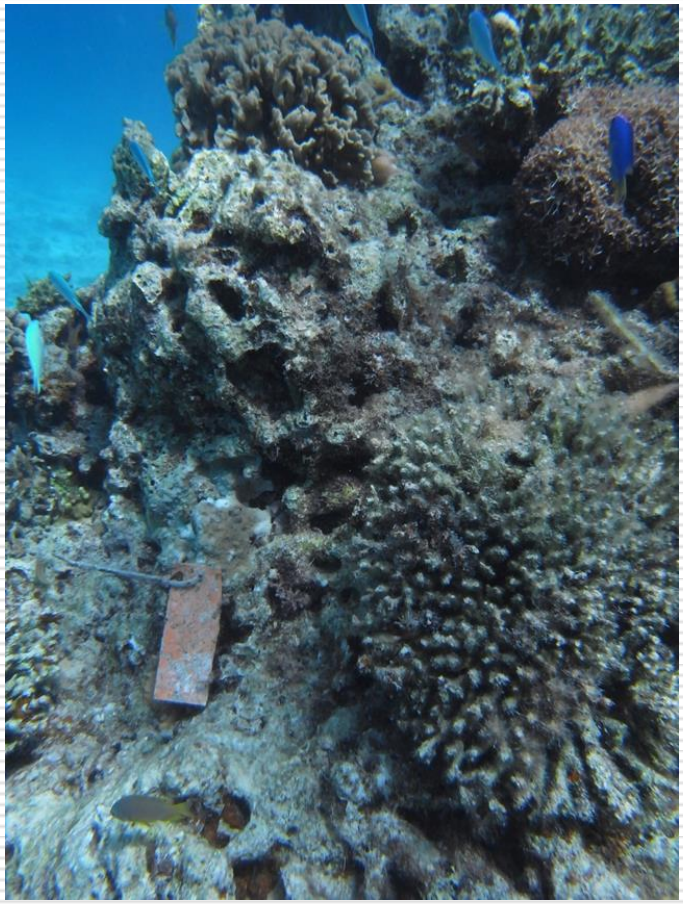

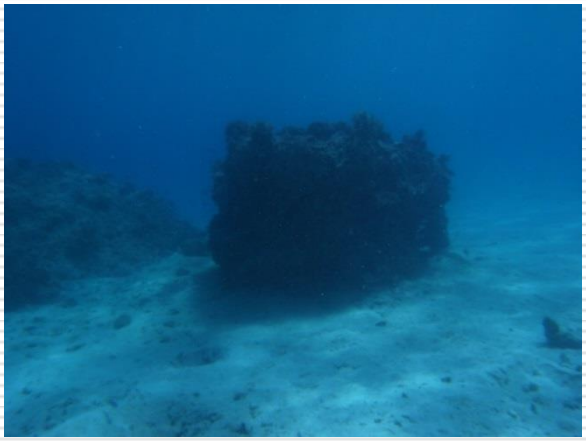

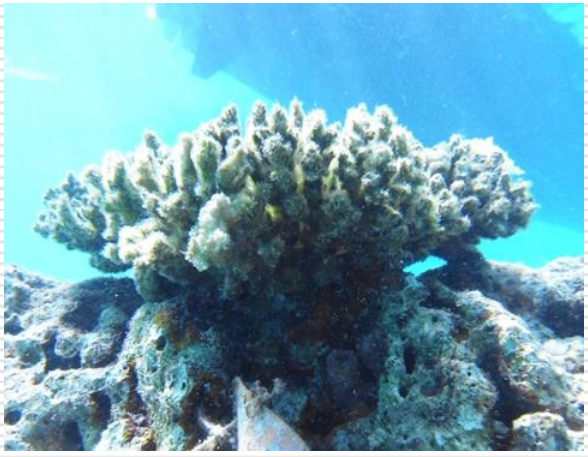

移植後のサンゴの状況
（生きているサンゴ）

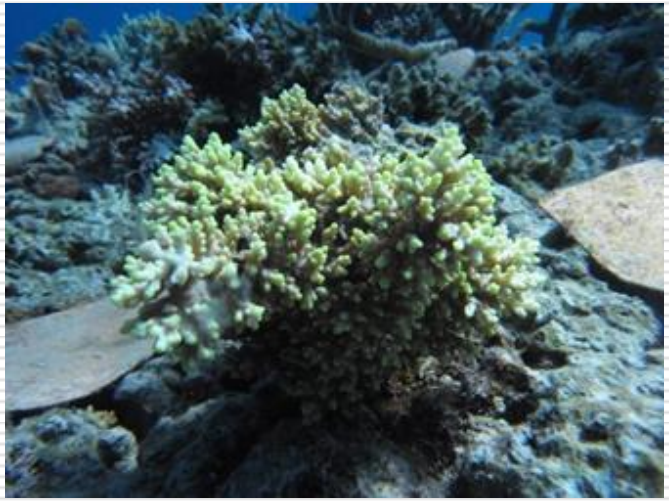

緩和策の追加と今後のモニタリング

サンゴへの影響の追加緩和策として、オフセットの実施を基本合意済み。

サンゴ移植地、オフセット地での継続的なモニタリングが必要

今後、オフセットの実施体制／モニタリング体制を整理の上、対応予定。

サンゴ・オフセットの概要（案）

① 事業対象地と社会経済的特徴と生物・物理化学的特徴が近いオフセット地*を選定し、面積や管理期間を補正して決定する。
② オフセット地の登録と管理・モニタリングを行う。

＊オフセット地は可能なかぎりラペタシ湾内から選定。また、劣化しゆくサンゴがある場所を選定する。
なお、オフセット地の選定やオフセット地の管理には地域住民の合意と参画を確保する。また、生物多様性オフセットに関する国際基準を作成するイニシアティブ（BBOP：Business and Biodiversity Offsets Program）のスタンダードを参照する。

改訂 2017 年 4 月 14 日
JICA 環境社会配慮助言委員会
JICA 審査部

環境社会配慮助言委員会運営にかかる共有事項

1. 全体会合

2. ワーキンググループ(WG)
   (1) 全体事項
   (2) 事前準備
   (3) WG 会合の開催
   (4) WG 助言案取りまとめ
   (5) 事前コメントへの回答表の最終化

3. その他
   (1) 旧 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)に基づき開催される助言委員会の扱い
   (2) 臨時委員の活用と選考方法について
   (3) 環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針
   (4) 助言委員からの環境社会配慮助言委員会の議題提案について
   (5) カテゴリ B 案件の取り扱いについて

別紙 1 ワーキンググループ(WG)事前資料に対するコメント及び助言案確定段階におけるメール配布先及び送付手順について(2011 年 9 月 2 日改訂)
別紙 2 助言委員会の運営
別紙 3 概要不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について(2011 年 7 月 11 日)
別紙 4 JICA 環境社会配慮の環境レビュー段階における助言委員会 WG 会合の実施について(2011 年 12 月 19 日)

別添 1 事前質問・助言案フォーマット
別添 2 情報公開法における不開示情報

1. 全体会合

(1) 全体会合での案件概要説明

環境社会配慮助言委員会・案件概要説明の資料構成イメージ

JICA は、WG 会合の日程及び担当委員を割り当てる全体会合で、案件概要説明を行う。その際、助言を求める事項を WG に提示する。

各会合の内容と、各会合で JICA が行う説明事項を次のように整理する。

会合	内容	JICA が行う説明	備考(説明方法等)
全体会合 (WG 割当)	・WG 会合の日程及び担当委員の割り当て ・委員による事前配布資料の読み込み・事前コメント(質問、助言案)作成にあたり、案件の概要を共有	・事業概要(案件の必要性、意義等の背景、サイト状況、助言が求められる事項、留意点等) ・助言を求める主な事項 ・サイト状況(地図、写真等 ビジュアル資料を活用)	・資料構成は表外 <案件概要資料(1)>参照 ・JICA が説明。(JICA 側が希望する場合、コンサルタントから補足説明を行うことも可とする。)
↓	資料の事前配布		
↓	事前コメント(質問、助言案)の受付、JICA による回答表の作成		
WG 会合 (助言案作成)	・回答表を基に、資料の不明点等を事実確認するとともに、助言案について協議し、取りまとめる	・事前質問に対して、回答表を基に回答、補足説明するとともに、助言案に対する対応方針について説明	・資料構成は表外 <案件概要資料(2)>参照 ・JICA が(事前の質問、助言案への回答を中心に)説明)
全体会合 (助言文書確定)	・担当 WG 主査は、WG 会合(及びその後のメール審議)でとりまとめた助言案を報告する ・助言委員は、WG 主査の報告を受けて助言を確定する	―	・資料構成は表外 <案件概要資料(3)>参照

<案件概要資料(1)> (全体会合 (WG 割当)) (全体で 4 枚程度)

- 案件の背景、調査の位置づけ、(M/P 等があれば案件の必要性・意義もより具体的に説明)
- 国／対象地域、事業概要、助言の範囲(スコーピング／最終報告書ドラフト)、助言を求める事項(≒カテゴリ A の理由)
- 対象地域の地図、サイト状況の写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介
- 備考(適用 GL 等)今後の想定スケジュール

<案件概要資料(2)> (WG 会合(助言案作成))

- スコーピング案策定にかかる事前配布資料(環境社会配慮にかかる調査対象範囲の明確化含む)(スコーピング案説明時)
- 環境影響調査結果を反映した評価等の事前配布資料(最終報告書案説明時)
- 事前コメント(質問、助言案)への回答表
- 事前質問等に対する回答を説明するための補足資料(必要に応じて)

<案件概要資料(3)> (全体会合(助言文書確定))

- WG(及びその後のメール審議)で、WG 担当委員によってとりまとめられた助言案
- WG の論点及び事前コメント(質問、助言案)への回答表

モニタリング段階における説明の資料構成イメージ

JICA は、全体会合で、モニタリング結果の概要説明を行う。

その会合でワーキンググループ会合が行われることになった場合、モニタリング結果に関する詳細な説明を行う。

各会合の内容と、各会合で JICA が行う説明事項を次のように整理する。

会合	内容	JICA が行う説明	備考(説明方法等)
全体会合 (WG 割当)	・委員による事前配布資料の読み込み・事前コメント(質問、助言案)作成にあたり、案件の概要を共有 ・WG 会合の日程及び担当委員の割り当て ・この会合で助言文書をまとめる場合は、委員会側で取り纏め。	・案件概要(事業の内容、サイトの状況、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答　等) ・サイト状況(地図、写真等 ビジュアル資料を活用)	・資料構成は表外 **<モニタリング結果概要資料>**参照 ・JICA が説明
↓	資料(モニタリング結果説明資料)の事前配布		
↓	事前コメント(質問、助言案)の受付		
WG 会合 (助言案作成)	・資料の不明点等を事実確認するとともに、助言案について協議し、取りまとめる	・事前質問に対して、回答、補足説明するとともに、助言案に対する対応方針について説明	・資料構成は表外 **<モニタリング結果説明資料>**参照 ・JICA が(事前の質問、助言案への回答を中心に)説明)
全体会合 (助言文書確定)	・担当 WG 主査は、WG 会合(及びその後のメール審議)でとりまとめた助言案を報告する ・助言委員は、WG 主査の報告を受けて助言を確定する	―	JICA からの説明はなし。

<モニタリング結果概要資料>　(業務主管部が作成し、全体会合　で説明)

・　事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答　等

<モニタリング結果説明資料>　(業務主管部が作成し、WG 会合で説明)

・　事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、主な環境社会配慮事項、懸案事項、原因の分析、緩和策、実施スケジュール、実施機関との合意、進捗状況、委員会からの質問・コメントへの回答等

(2)　担当 WG 委員の選定方法について

原則年度当初に当該年度の WG 開催日時を仮決定するとともに、全助言委員をグループ分けし(1 グループ 4 名程度。固定する必要はない。)、各グループの WG

会合開催日を割り当てる(各グループには、3～4 週間に 2 回程度の WG が割り当てられる。)。各委員は、自分が属するグループの担当 WG 会合への出席予定を予め押さえておくこととする。ただし、予定されていた委員が諸事情により担当 WG 会合に出席できない場合、予定されているグループに属さない委員が(案件の内容等に鑑みて)担当外の WG への出席を希望する場合は、この限りではない。

スコーピング案段階の WG 会合を開催している案件については、スコーピング案段階を担当した委員が最終報告書ドラフト段階の WG 会合の担当委員となるように努める。そのため、可能な限り同一案件のスコーピング案段階の WG 会合と、最終報告書ドラフト段階の WG 会合の開催曜日を揃える。

なお、年度途中に助言委員の変更があった場合は、助言委員のグループ分け及び担当 WG の割り当てを適宜変更することとする。

(3) WG 会合への参加方法

WG 会合は、原則 JICA の本部または研究所で開催するが、WG 担当委員が遠方に居住している等の理由により、他の場所(JICA 国内機関)からの参加を希望する場合、WG 会合開催場所と当該 JICA 国内機関とのテレビ会議システムの接続が可能であれば、同国内機関から WG 会合に参加することができる。

(4) 助言案に対する JICA の対応について

WG 担当委員から対応が困難と考えられる助言案が提出された場合、WG 会合において事前コメントへの回答表及び協議を通じて、その旨説明する。

助言確定後、助言への対応が困難であることが明らかになった場合、JICA は環境社会配慮助言委員会(以下、「委員会」という。)委員長及び WG 主査にその旨報告のうえ、善後策について検討する。

2. ワーキンググループ(WG)会合

(1) 全体事項

1) WG 会合の開催回数

各案件の助言案は、原則 1 回の WG 会合(及びその後の担当 WG 委員によるメール審議)で取りまとめることとする。

ただし、1 回の WG 会合とメール審議のみでは助言案の取りまとめが困難であると考えられる場合、WG 担当委員は、1 回目の WG 会合において、2 回目の WG 会合開催の是非について協議することとする。その協議を受けて、委員会事務局(以下、「事務局」という。)が 2 回目の WG 会合開催が必要であると認めた場合、WG 担当委員は助言文書確定予定の全体会合までに再度 WG 会合を開催することができる。(3 回目以上についても同様。)

なお、同一案件について WG 会合を複数回開催する場合であっても、原則 WG 主査は、助言文書確定予定の委員会全体会合までに助言案を提出しなければならない。

2) WG 会合の開催通知

以下について、JICA は WG 会合の 28 日前までに委員会向け通知する。

① 全体会合で開催が通知されていない案件についてWG会合を開催する場合
② 全体会合で開催が決定された案件の WG 会合をキャンセルする場合
③ 1.(2)により助言委員への出席依頼がなされている WG 開催予定日に、WG 会合が開催されない場合

3) WG 会合における助言委員の人数と構成

WG 会合における助言委員の数は、原則 4 名以上とする。その他委員からの参加関心表明がある場合には、担当委員間の組み換え等により可能な範囲で人数の調整を行う。

なお、担当 WG 委員確定後、担当委員が やむを得ず WG 会合を欠席する場合、欠席する委員の事前質問等については、

- ✓ WG 会合における議論を望む重要な事項がある場合、欠席する委員は事前に他の WG 参加委員にその点を明示した上で事前質問を提出し、WG 当日の議論を依頼する。
- ✓ WG 会合における議論の結果を踏まえ、WG（主査）の判断により同事項を助言案や論点として残すかを決定する。

(2) 事前準備

1) 事前コメント(質問、助言案)及び回答作成について

WG 会合での議論を効率的に進めるため、JICA は、WG 担当委員に助言を求める事項を明確にする(スコーピング案、最終報告書案に対する助言等)。

事前コメント(質問、助言案)及び回答作成のフロー、日数、方法を以下のとおりとする。

WG 会合の事前配布資料は電子データにて WG 会合開催の 14 営業日前(WG 会合当日は含まない。以下同様。)に、別紙 1 に基づき WG 担当委員に配付する。他の委員には要望に応じて別途配布する。WG 担当委員には、要望に応じ、WG 会合資料一式のうち付属資料等を除いた部分のコピー(モノクロ)を送付する。（なお、最終報告書ドラフト段階の WG の事前資料配布時に、スコーピング案段階の WG における質問回答表を併せて送付する。）

WG 担当委員は、事前配布資料を受けて、事前コメント(質問、助言案)を別添 1 の様式により作成し、WG 会合開催の 7 営業日前までに事務局あてに送付する。JICA は事前コメントへの回答表を作成し、WG 会合開催の前日までに WG 担当委員あてに事前送付するとともに、WG 会合当日に、WG 担当委員に配布する。 (別紙 2 参照)。

(3) WG 会合の開催

1) WG 会合での説明

JICA は、特に WG 担当委員からのコメントに対する回答表を WG 担当委員宛て事前送付しているため、WG 会合効率化のため、回答表の読み上げを行わず、委員が事前配付資料を読み込んでいることを前提に、WG 担当委員からのコメントに対する回答表への更なる質問に対して説明を行うこととする。

2) WG における確認

事務局は WG 会合の終了時に WG のポイントとなる項目を挙げて、WG 担当委員の確認を経る。

WG 会合から 1 週間以内を目途に事務局が WG 案を作成し、メールで WG 担当委員の確認に付す。WG 担当委員は主として内容的な確認を行う。

(4) WG 助言案取りまとめ

1) 助言案取りまとめ

事務局は WG 会合後に、WG の協議結果を受けて体裁・表現のみ修正した助言の作業ファイルを作成し、別紙 1 に基づき WG 担当委員に送付する。WG 担当委員は、事務局から受領した作業ファイルをもとに、必要に応じてメール審議を行う。WG 主査は、助言のとりまとめを行う。

WG 会合開催後のメールベースの助言案取りまとめ基本フローは以下のとおり。

① 事務局→主査(WG の作業ファイルの送付)
② 主査→担当 WG 委員→主査(追加コメント確認、助言案の取りまとめ)
③ 主査→事務局→全委員(取りまとめられた助言案の送付)

2) 助言文書の表記

助言の作業ファイルには、議論の対象となった資料、WG 担当委員、WG 会合の開催日時、場所、適用ガイドライン名を記載し、確定した助言文書には、助言文書を確定した全体会合の開催日時及び場所を追記する。

2010 年 8 月＊日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 石田 健一

スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査
(協力準備調査)
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

・日時：2010 年 7 月 20 日(火)14:00～16:30
・場所：JICA 研究所 (会議室：2 階 201AB 会議室)
・ワーキンググループ委員：石田委員、田中委員、原嶋委員、村山委員
・議題：スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
・配付資料： 1)スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査助言委員会資料
2)WG 会合説明用パワーポイント資料
・適用ガイドライン：環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002 年 4 月)
(助言委員会設置要項第 9 項に基づき、助言委員会が審査会に代わり助言を行う)

全体会合(第 2 回委員会)

・日時：2010 年 8 月 2 日(月)10:00～12:50
・場所：JICA 研究所(会議室：2 階 大会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言案を確定した。

助言

全体・代替案

1.

(5) 事前コメントへの回答表の最終化

1) WG の議論の反映

JICA は、事前コメントへの回答表を、必要に応じ WG 会合の議論を踏まえ最終化する。

2) 全委員への共有及び公開

事務局は、当該 WG の助言案確定を行う全体会合に際して、全委員宛に最終化した回答表を事前にメールで送付し、必要に応じて全体会合当日にスクリーンに投影する。なお、回答表は助言確定後、必要に応じて全体会合の議論を反映させた上で、確定版の助言、WG の論点と共に公開される。

3. その他

(1) 旧 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)に基づき開催される助言委員会の扱い

旧 JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき開催される委員会については、JICA から委員会に対して諮問を行い、委員会から答申を受ける。

フローは以下のとおり。

① JICA から、諮問に関する文書を委員会委員長あて送付
② WG 会合で答申案を協議
③ 全体会合において答申を確定(現行の委員会運営と同じ要領)
④ 委員長名で答申書を JICA あて送付

なお、有識者委員会における議論の結果及び旧審査会運営要領を踏襲し、以下の段階で JICA から諮問し、委員会から答申を受ける。

a. 開発調査、開発計画調査型技術協力:
スコーピング案、最終報告書ドラフトの段階で諮問と答申を行う
b. 協力準備調査(有償資金協力):
フィージビリティー調査のスコーピング案の段階で助言委員会の助言を得る
c. 協力準備調査(無償、技協):
スコーピング案の段階で諮問と答申を行い、最終報告書ドラフトの報告を行う

(2) 臨時委員の活用と選考方法について

現行の委員会で対処できる範囲外の専門知識・経験が求められる案件については、助言を十分に検討するため、臨時委員により専門分野を適宜補強することが望ましい。

【補充すべき分野の例】

水理・水文(港湾、海岸、河川)、生態系(希少種)、文化遺産、先住民族

必要に応じ、以下の手順で臨時委員を選考・委嘱し、委員会の機能を補強する。

1) 規定

『補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。』(「環境社会配慮助言委員会の設置要項」より)

2) 候補者の検討

臨時委員という特性上、選定の迅速性と、委嘱が一時的であることを考慮し、助言委員または JICA の提案により候補者を立てる。

3) 臨時委員の選考

候補者の選考は、原則として、委員長及び副委員長の 3 名に一任する。選考結果は選出者の経歴等とあわせて委員に報告し、「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に従い、同委員を臨時委員として委嘱することを委員間で確認する。

4) 委嘱条件

委嘱は案件ごとに行い、臨時委員の全体会合への参加は必須としない。

(3) 環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針

1) 基本方針

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布)」及び「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に基づき、情報公開に係る基本方針を次のとおりとする。

a. 委員会の会合
・委員会の全体会合はすべて公開で行われる。
・WG 会合は原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。

b. 会合の議事録
・全体会合について議事録を作成し、出席者に確認の後、ウェブサイト上で公開する。
・WG 会合については、WG 担当委員からの事前質問への回答表、助言文書、WG の論点を公開する。

c. 委員会の配布資料
・全体会合及び WG 会合における配付資料もウェブサイト、またはその他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。

なお、(メール審議等)全体会合または WG 会合以外の場で審議を行った場合には、後日、会合の場でその要旨を報告することにより情報公開する。

2) 不開示とする場合の判断基準

会合、議事録、配付資料について、情報公開法(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年十二月五日法律第百四十号))及び国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づき以下の情報は非公開となっている。

a. 情報公開法に基づき不開示とする情報(別添 2 参照)
・審議、検討又は協議に関する情報(その三)
・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報(その二)
・他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる、交渉上不利益を被るおそれのある情報(その四)
・個人情報(その一)

b. 環境社会配慮ガイドラインに基づき不開示とする情報の例(別添 2 参照)
・(競争関係を踏まえ、)相手国等の商業上等の秘密(入札関連情報)

助言の検討において、不開示情報に言及する必要がある場合は、WG において検討することとし、必要に応じ WG 会合の一部を非公開とする(具体的な手続きは別紙 3 のとおり。)。

なお、委員会会合はすべて公開の下で開催されることから、原則委員会会合の配付資料には上記情報は含めないが、含まれる場合は委員限りとして資料配布することとする。

3) WG 会合配付資料等の公開方法

全体会合及びWG会合の配付資料のうち、上記a.不開示情報に該当しないものについては、基本的にウェブサイトで公開する。ただし、最終報告書等がウェブサイトで公開される以前の段階の資料については、ウェブサイトでの公開ではなく、求めに応じて閲覧を許可する対応とする。

委員会配布資料の公開方法の例

委員会(全体会合またはWG)での配布が想定される資料	公開有無/公開方法
協力準備調査/開発計画型技術協力	
・環境社会配慮調査のスコーピング案	開示／求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮調査の各段階における報告書ドラフト	開示／求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮調査の最終報告書	開示／ウェブサイト
環境レビュー	
＊環境レビュー前にウェブサイト公開される資料	
・環境社会配慮文書等(EIA、RAP 等) ・環境社会配慮文書等の翻訳版(相手国の了解を前提に公開)	開示／ウェブサイト
(協力準備調査を実施した場合) ・協力準備調査の最終報告書もしくはそれに相当する文書	開示／ウェブサイト
＊委員会で配布される可能性がある資料	
・上記資料と同一あるいは最終報告書ドラフト	開示／求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮文書等の翻訳版(公開について相手国の了解が得られない場合)	不開示 (委員限り資料として配布)
モニタリング	
・相手国等によるモニタリング結果(相手国等で一般に公開されている範囲で公開)	開示／ウェブサイト
各段階共通	
・全体会合、WG 会合で配布した補足説明資料	開示／ウェブサイト
・助言案(全体会合での配付資料)、確定した助言	開示／ウェブサイト

4) オブザーバーへの対応方法

会合は傍聴を可とし、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。ただし、会合の妨害を行った者はこの限りではない。

会合で委員限りとする資料以外の配付資料は、オブザーバーにも配布できる。

(4) 助言委員からの環境社会配慮助言委員会の議題提案について

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布)」及び「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に基づけば、「国際協力機構が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会」とあることから、助言を得るための協力事業等の議題については JICA が提示する。

仮に、助言委員からの議題提案がなされる場合、助言委員は全体会合 2 週間前を目安として JICA へ連絡し、JICA は委員長と相談の上、議題の採否を含めた対応を検討し、その結果を議題を提案した委員へ回答する。

(5) カテゴリ B 案件の取り扱いについて

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（２０１０年４月公布）によると、「環境社会配慮助言委員会は、カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。」とある。また「環境社会配慮助言委員会の設置要項」には「２．委員会の業務」「（１）対象とする事業」として「カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件」とあり、また「委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。」とある。

そこで、助言委員会におけるカテゴリ B 案件の取り扱いについては、助言委員が助言委員会で取り上げるべきカテゴリ B 案件がある場合に、JICA に連絡することで以下の通り、検討の手続きを行うこととする。

「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会での対応概要

公開中のカテゴリ B 案件情報*より、助言委員が助言が必要と考えられる案件について理由と共に JICA に連絡

↓

JICA は正副委員長と確認・相談の上、全体会合での議題としての採否を検討

↓

上記検討の結果、議題として取り上げられない場合には、委員にその理由を説明し、必要と判断された場合、審査部（必要に応じ業務主管部）より案件概要等を説明（全体会合）

↓

更に説明が必要な場合、業務主管部より再度説明（全体会合）、必要に応じて助言

＊年度初めの 5 月の全体会合にてスキーム別のカテゴリ B 案件数に関する情報を提供

「カテゴリＢ案件のうち必要な案件」の助言委員会での対応フロー図

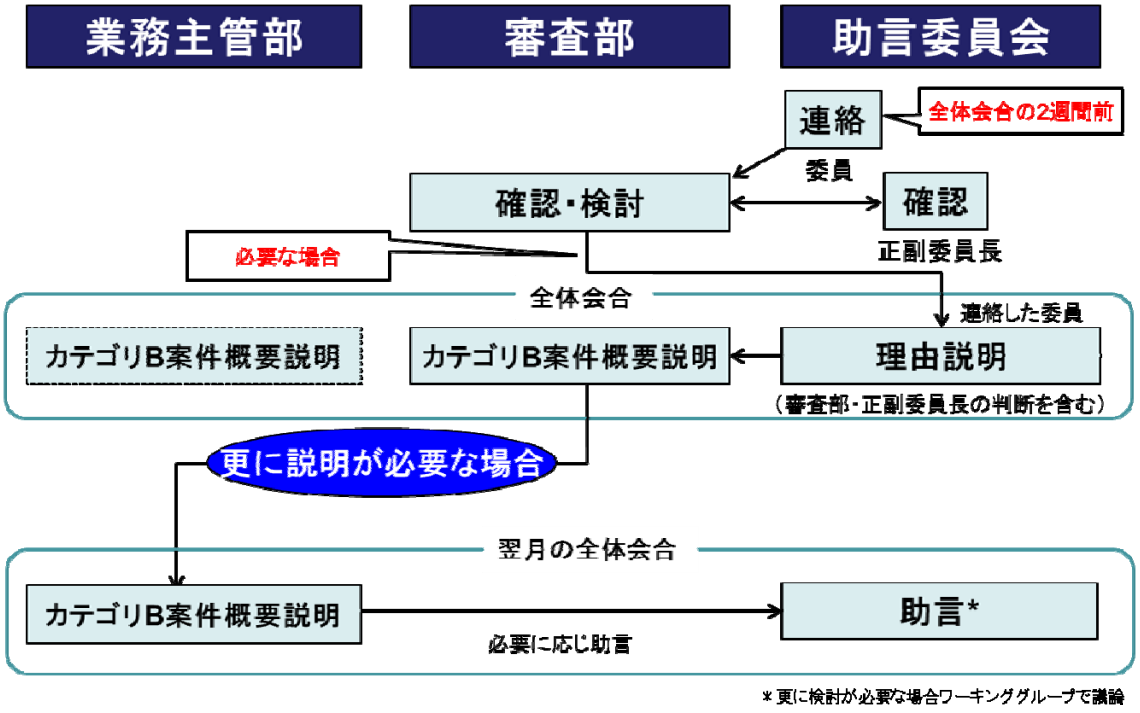

別紙 1

2011 年 6 月 13 日(2011 年 9 月 2 日改訂)
国際協力機構　審査部

WG 事前資料に対するコメント及び助言案確定段階における
メール配布先及び送付手順について

1. 経緯

WG 終了後、当該 WG 主査及び担当委員による助言確定作業をメールにより行っている。しかしながら、そのメールの配布先が、助言委員会全員に配布される場合がある等、案件によって異なっている。事務作業効率化の観点から、右に関するメール配布先・送付手順についてルールを作る必要があると思料する。

2. 改善案

事前資料へのコメント及び助言確定のためのメール配布先及び送付手順を、以下のとおりとする。

(1)メール配布先

①助言委員…当該 WG 主査及び担当委員(当日欠席した場合も含む。)
②業務主管部…担当課長、担当職員等適宜
③助言委員会事務局(審査部。以下、「事務局」という。)…審査部担当課課長、総括、案件担当職員、支援ユニット

(2)メール送付手順

【事前資料送付段階】

1) 事務局より、当該 WG 担当委員に事前資料を送付する。
2) 当該 WG 担当委員は、上記メールに「全員に返信」の形式でコメントを送付する。

【助言案確定段階】

1) 事務局が、助言案(初稿)を上記メール配布先に送付する。
(WG 主査が助言案(初稿)を作成する場合には、その案を事務局にメールで送付し、事務局から改めて上記メール配布先に上記助言案(初稿)を送付する。)
2) WG 主査及び担当委員は、内容をレビューの上、改定案を上記メールに「全員に返信」の形式で送付する。
※ 但し、当該 WG 主査が必要と認めた場合、全委員に送付の上意見を求める場合もある。
3) 助言案検討の中で、助言内容に事実関係の誤り等がある場合には、事務局から、メールを上記メールに全員に返信の形式で連絡する。
4) 「助言案最終版」が当該 WG 主査から事務局に送付された段階で、事務局から全委員に同助言案を送付する。
※ 送付後に当該 WG 委員からコメントが出され、助言案が変更されることもありうる。

以上

別紙 2

助言委員会の運営概要

✔協力準備調査におけるスコーピング案、最終報告書ドラフトの協議
✔協力準備調査を実施していない案件の環境レビューの協議

[ワーキンググループ(WG)で助言案を作成する形式]

全体会合開催　月例　［案件概要説明＋WG 割当

↓ **事業主管部**が案件概要を説明。

WG 会合のための資料作成(事業主管部)

↓

資料の事前配付(事務局)【14 営業日前着】

↓ WG 担当委員から追加資料等の要望があった場合、可能な範囲で速やかに対応する(事業主管部)

事前コメント(質問、助言案)の提出(WG 担当委員)【7 営業日前着】

↓

JICA 対応方針を検討し、コメントへの回答表を作成(事業主管部)

↓

回答表は WG 開催前日までに事前送付(事務局)

WG 会合開催［質疑応答、助言案作成

↓ **事業主管部**が WG 担当委員による質疑に応答し、事務局はその場で助言案のとりまとめを支援する。助言案は、次の全体会合で報告される。

2 週間程度を目途

全体会合開催　月例　［助言案の確認・承認］

↓ **WG の主査が**助言案について説明。

(ア)更なる助言の必要なし

↓

助言確定

(イ)更なる助言の必要あり／意見あり

↓(7 営業日以内)

全体会合での発言委員が助言内容を事務局に連絡

↓(5 営業日程度)

必要に応じて WG 会合開催［質疑応答、助言案作成］

WG 会合での再協議が不要な場合

↓

電子メールまたは直近の全体会合で助言確定

日数の数え方：WG 当日は日数に含めない(WG 前日を 1 営業日前とする)

(青色マーカー部分が変更箇所)

別紙 3

2011 年 7 月 11 日

国際協力機構　審査部

不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について

2010年7月9日付「環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針」(助言委員会事務局作成)2.において、「不開示情報が必要な場合は、WGにおいて検討することとし、必要に応じWG会合の一部 を非公開とする」としています。不開示情報が必要な場合は以下の手続きに致します。

ステップ1：全委員への連絡(不開示情報)

WG資料のうち、情報公開法・環境社会配慮ガイドラインに基づき、 JICAが不開示と判断する情報がある場合には、WG資料を全委員に送付する際に、①WG資料のうち一部の情報を不開示情報とすること、②右情報については、助言委員には守秘義務を遵守すること、③右情報に関する討議については、WGの一部を非公開とすることを連絡する。

ステップ2：WGの進め方

WGの進め方としては、不開示情報に基づく WGの議論の必要性についてWG担当委員及び助言委員会事務局で検討する(メールでの検討も含む。)。必要な場合には、会議の冒頭、WG担当委員及び助言委員会事務局のみでWGを開催し、オブザーバーには右議論が終了するまで、会議室の外で待機して頂く。不開示情報の議論が完了後、オブザーバーに入室頂き公開討議を行う。

(以上)

別紙 4

2011 年 12 月 19 日
国際協力機構　審査部

JICA 環境社会配慮の環境レビュー段階における
助言委員会 WG 会合の実施について

1.　環境レビュー段階のワーキンググループ開催の基準　(JICA　が助言を求めない場合)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布)では、助言委員会は、カテゴリ A 案件について、協力準備調査において環境社会配慮面の助言を行うが、環境レビュー段階では必要に応じて助言を行うこととなっている(別添 1)。

また、助言委員会の運用目安基準では、JICA は、(全体会合において)、助言委員に対して、「環境社会配慮文書等の状況」(及び、①「環境レビュー方針」、②「報告書ドラフトに対する助言の対応方針」)を報告し[1]、助言委員が、更に**「環境レビューで確認すべき事項」**があると考える場合には、ワーキンググループ(WG)を開催し、助言案を作成することになっている。

したがって、委員会は、JICA の報告する「環境レビュー方針」を基に、**「環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されるか」**、どうかを確認する。仮に、これまでのスコーング案、報告書ドラフトに対する助言[2]だけでは、右方針が十分でなく、更に助言の必要があると委員会が判断する場合には、WG を開催し、助言を作成することになると考えられる。

2.　環境レビュー段階の全体会合及び WG

環境レビュー段階の全体会合、及び WG 開催の手順は別添 2 のとおり。
JICA が助言を求めない場合の手順は以下のとおり。

(1)　JICA の報告

全体会合において、JICA は、①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告[3]。

(2)　助言委員会の決定

上記 JICA の報告を受けて、本全体会合において、助言委員会は、WG を開催するかどうかを決定する。

1)　WG を開催しない(助言なし。)
助言委員から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。

2)　WG を開催しない(助言を全体会合で確定。)
助言委員から、助言が出され、この全体会合で確定できる場合。

3)　WG を開催する(助言案を WG で作成。)
助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(右委員は、7 日以内に助言提示。)。

以上

---

[1] 協力準備調査を実施した場合。
[2] 協力準備調査を実施した場合。
[3] 協力準備調査を実施した場合。協力準備調査を行っていない場合は、①「案件概要」、②「環境レビュー方針」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。

別添 1

助言委員会の運用目安における環境レビュー段階の記載

2. 委員会の業務　2-1)環境レビュー段階	
①協力準備調査を実施した案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書(EIA、RAP 等)等の状況に関する報告を行い、WG は助言案を作成し委員会に報告する。
	(b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。
②協力準備調査を実施していない案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。
	(b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行う。環境レビューにおいて確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。

別添 2

環境レビュー段階の全体会合及び WG 開催の手順

		(1)全体会合		(2)ワーキンググループ(WG)
		JICA の報告	全体会合での議論	配布資料
①協力準備調査を実施	(ア) 助言を求める場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
	(イ) 助言を求めない場合	①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む。)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。 1) WG を開催しない(助言なし): 助言委員会から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。 2) WG を開催しない(助言を全体会合で確定): 助言委員会から、助言が出され、この全体会合で助言を確定できる場合。 3) WG を開催する(助言案を WG で作成): 助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(7 日以内に助言を提示)。	【WG 開催が決まった場合】 ①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
②協力準備調査を未実施	(ア) 助言を求める場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		①「環境レビュー方針」(別添 3)、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」
	(イ) 助言を求めない場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。上記①協力準備調査を実施、(イ)助言を求めない場合と同様。	【WG 開催が決まった場合】 ①「環境レビュー方針」、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」

別添 1

2011 年 X 月 X 日

XX 国「XX 事業協力準備調査」環境社会配慮助言委員会WG
スコーピング案／報告書ドラフト　事前コメント

委員名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	該当文書、ページ	質問/コメント	内容	質問の狙い
【全体事項】				
1				
2				
【代替案の検討】				
3				
4				
【スコーピングマトリクス】				
5				
6				
【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）				
7				
8				
【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）				
9				
10				
【ステークホルダー協議・情報公開】				
11				
12				
【その他】				
13				
14				

※各項目における質問数に応じて、適宜行を追加してください。

別添 2

<情報公開法における不開示情報>(該当箇所を一部抜粋)

第五条　独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
　イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
　ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
　ハ　当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二　法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
　イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
　ロ　独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三　国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四　国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
　イ　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
　ロ　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
　ハ　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
　ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
　ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
　ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
　ト　国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

<国際協力機構環境社会配慮ガイドラインで定める不開示情報>(該当箇所を一部抜粋)

Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス
2.1 情報の公開
9. JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととするとともに、相手国等における情報管理に配慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。

モニタリング段階における環境社会配慮助言委員会への報告について

2017年6月

JICA審査部

1. 環境社会配慮ガイドライン

2.7 環境社会配慮助言委員会による助言

1. 環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。（以下、略）

3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認

7. JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。

2. 助言委員会の設置要項と運用目安

2. 委員会の業務

2-2）モニタリング段階

・上記2-1）（環境レビュー段階）で報告を行った案件につき、モニタリング段階において、JICAは委員会に対してモニタリング結果につき報告を行う。委員会はモニタリング結果に環境社会配慮文書等から著しい乖離がある場合等必要な場合に助言を行う。

3. 環境社会配慮モニタリングをめぐる状況

2014年6月以降、半年ごとに全体報告を行うとともに、個別案件のモニタリング結果として6件を報告。この間、以下のような課題を把握するとともに改善策を検討。

（課題）
- モニタリング報告書の提出が滞る傾向
- 提出されたモニタリング報告書に多くの不備が見られる
- 公開されているモニタリング報告書の数が少ない

（背景）
- モニタリングに対する実施機関の意識の低さ
- 実施機関のモニタリング体制が脆弱
- 実施機関の能力不足（特に環境面で測定機器の不足、技術者の不足）

◎改善策◎
- 審査時や出張時にセミナーを開催する等、意識啓発を行うとともに透明性確保の重要性について働きかけ
- 施工監理コンサルタントの業務として明示し、実施機関を支援
- 研修等を通じて実施機関の能力を強化

4. 助言委員会でのこれまでの報告（試行）

2014年6月以降、モニタリング結果の助言委員会への報告方法として、以下のとおり試行的に実施。

- 報告頻度：半年に1度（6月及び12月）

- 報告内容：①全報告対象案件のリスト及び進捗状況
  ②個別案件のモニタリング結果
  （公開を合意している案件のみ）

- 個別案件の報告のタイミング：合意文書締結後、最初に提出されたモニタリング結果を報告（環境面、社会面問わず）

5. 助言委員会報告における課題

これまでの試行の結果、助言委員会でのモニタリング報告について以下のような指摘及び課題あり。

- モニタリング結果の公開が（義務ではなく）努力義務とされていることについて、実効性に疑問
- 非公開の場合であっても助言委員会には報告をするべきではないか
- 初回のモニタリング結果を報告した後の状況について、どのようにフォローすべきか
- （初回にこだわらず）モニタリング結果の内容がわかる段階になってから報告すべきではないか
- 今後、モニタリング段階に入る案件数が増加し、モニタリング報告の件数が増加することが想定されるため、これまでのように年2回にまとめて報告する場合、特定回の助言委員会に過度な負担がかかる可能性

6. 今後の対応方針（案）

これまでの試行結果及び前述の課題を踏まえ、今後、モニタリング結果の公開・助言委員会報告に係る対応方針として以下のとおり実施することとする。

- 今後も審査時等にモニタリング結果の公開について相手国等に働きかけ、公開を促す。
- 助言委員会報告は引き続き公開情報に基づいて実施する。
- モニタリング監理の強化（実施機関の意識啓発・能力強化等）を通じてモニタリング結果の適時適切な取り付け・確認を行う。
- これまで試行として行ってきた、各案件について助言委員会への報告を1回のみ行う運用を本格導入する。

6. 今後の対応方針（案）（つづき）

- 報告のタイミングについては、各案件の状況を勘案し、環境・社会モニタリングの両方において、一定程度情報が出そろった段階とし、これまでのように6月・12月の助言委員会にこだわらない。
- モニタリング結果の報告以後は、モニタリング報告書を継続的にJICAウェブサイトに掲載することによりAccountabilityを確保する。
- 全報告対象案件の進捗状況報告はこれまでどおり半年ごと（6月、12月）に行う。また、進捗状況報告の中で、モニタリング結果の報告に対する助言委員からの主な指摘事項への対応状況について、環境社会配慮監理課から報告する。